

# 君津市国民保護計画

資料編

平成19 年 3 月

君 津 市

## 目 次

|   |                   |     |
|---|-------------------|-----|
| 1 | 市の位置等 .....       | 1   |
| 2 | 人口等の分布 .....      | 2   |
| 3 | 道路・交通網 .....      | 2   |
| 4 | 備蓄物資、調達可能物資 ..... | 3   |
| 5 | 避難施設 .....        | 4   |
| 6 | 生活関連施設等 .....     | 6   |
| 7 | 関係機関等 .....       | 9   |
| 8 | 省令、要領等 .....      | 2 0 |
| 9 | 協定等 .....         | 6 7 |

## 1 市の位置等

### ○市の概要

|     |                                         |
|-----|-----------------------------------------|
| 位 置 | 東経 139 ° 55 ' 01 "<br>北緯 35 ° 19 ' 05 " |
| 面 積 | 318.83km <sup>2</sup>                   |
| 広ほう | 東西 27.3km<br>南北 22.6km                  |
| 周 囲 | 118.2km                                 |

### ○位置図

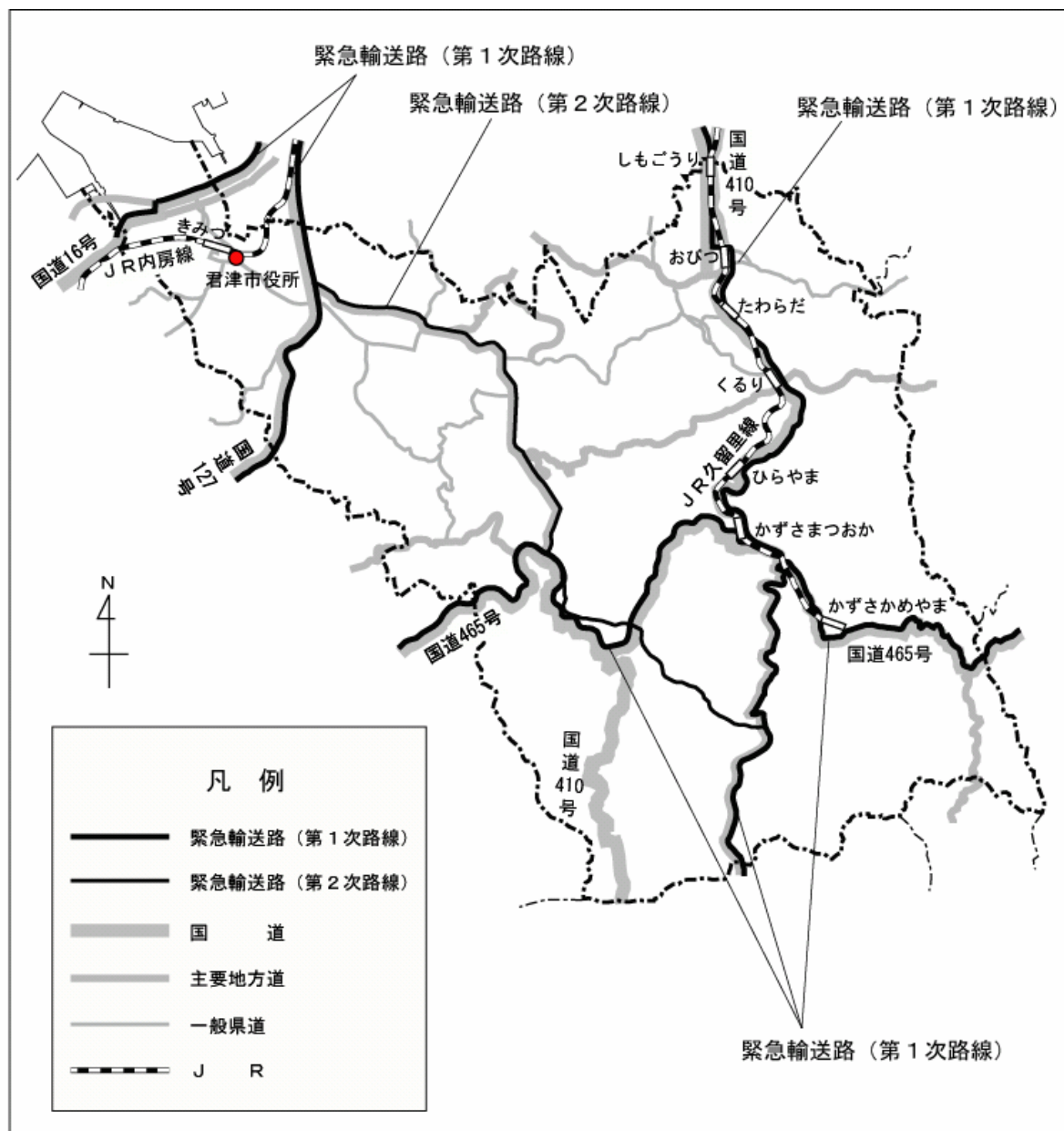


## 2 人口等の分布

地区別人口等の状況（平成17年 国勢調査）

| 区 分         | 合 計    | 君 津    | 小 系   | 清 和   | 小 櫃   | 上 総   |
|-------------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 人 口<br>（人）  | 90,977 | 62,233 | 9,473 | 3,490 | 5,944 | 9,837 |
| 世 帯<br>（世帯） | 32,364 | 23,967 | 2,922 | 954   | 1,723 | 2,798 |

## 3 道路・交通網



4 備蓄物資、調達可能物資

平成19年3月31日現在

| 物 資 名 |                      |              | 単位 | 合計     | 物 資 名 |                       |          | 単位  | 合計    |
|-------|----------------------|--------------|----|--------|-------|-----------------------|----------|-----|-------|
| 1     | 飲料水( P E T1.5ℓ)      |              | ℓ  | 26,400 | 29    | ジャッキ                  |          | 基   | 5     |
| 2     | 食料品(サバイバルフーズ)        |              | 食  | 42,900 | 30    | つるはし                  |          | 挺   | 23    |
| 3     | 浄 水 機                | エンジン式        | 基  | 3      | 31    | ハンドマイク                |          | 本   | 45    |
|       |                      | 手動式          | 基  | 1      | 32    | スコップ                  |          | 挺   | 158   |
| 4     | 飲料水袋(10ℓ)            |              | 枚  | 0      | 33    | のこぎり                  |          | 挺   | 50    |
| 5     | ろ水機(手動式)             |              | 基  | 7      | 34    | チェンソー                 |          | 台   | 3     |
| 6     | 毛布                   |              | 枚  | 1,680  | 35    | 大ハンマー                 |          | 本   | 5     |
| 7     | 日用品セット<br>(石鹸、歯ブラシ等) |              | 個  | 500    | 36    | 掛矢                    |          | 挺   | 36    |
|       |                      |              |    |        | 37    | パイプレンチ                |          | 挺   | 8     |
| 8     | ロウソク                 |              | 本  | 1,000  | 38    | 遺体袋                   |          | 袋   | 250   |
| 9     | ト<br>イ<br>レ          | 簡易(ベンクイック)   | 台  | 24     | 39    | 鍬                     |          | 挺   | 11    |
|       |                      | 簡易(車いす用)     | 台  | 10     | 40    | 荒縄                    |          | 把   | 16    |
|       |                      | 簡易(マンホール用)   | 台  | 10     | 41    | 斧                     |          | 挺   | 22    |
|       |                      | ポータブル(サニター ) | 個  | 50     | 42    | ペンチ                   |          | 挺   | 38    |
|       |                      | ポータブル(ブルー)   | 個  | 150    | 43    | クレゾール                 |          | 錠   | 114   |
|       |                      | スケットイレ(薬剤)   | 個  | 2,500  | 44    | 石灰                    |          | kg  | 80    |
| 10    | テント                  |              | 張  | 15     | 45    | 作業服                   |          | 着   | 190   |
| 11    | ティッシュペーパー            |              | 包  | 1,500  | 46    | 雨合羽                   |          | 着   | 118   |
| 12    | 救急セット(20 人用)         |              | 箱  | 6      | 47    | ヘルメット                 |          | 個   | 270   |
| 13    | 三角巾                  |              | 枚  | 100    | 48    | トラロープ(100m)           |          | 巻   | 10    |
| 14    | 包帯                   |              | 本  | 1,000  | 49    | 消火器                   |          | 台   | 14    |
| 15    | 脱脂綿                  |              | kg | 100    | 50    | 長靴                    |          | 足   | 380   |
| 16    | さらし                  |              | 反  | 800    | 51    | 救助工具セット<br>(FKB- 台車付) |          | 式   | 4     |
| 17    | 炊飯装置                 |              | 基  | 4      |       |                       |          |     |       |
| 18    | 発電機                  |              | 基  | 22     | 52    | 担架格納庫                 |          | 台   | 2     |
| 19    | ガソリン携行缶(20ℓ)         |              | 缶  | 4      | 53    | シャワーセット<br>(ボイラー付)    |          | 台   | 1     |
| 20    | 投光機                  |              | 台  | 27     |       |                       |          |     |       |
| 21    | 電源コード(コードリール)        |              | 個  | 25     | 54    | テ<br>ン<br>ト           | 基本ユニット   | 基   | 2     |
| 22    | 強力ライト                |              | 個  | 56     |       |                       | 中間ユニット   | 基   | 3     |
| 23    | 土のう袋                 |              | 袋  | 48,600 |       |                       | 間仕切りユニット | 基   | 3     |
| 24    | 防水シート                |              | 枚  | 1,400  | 55    | 組立間仕切り<br>(4.5畳×10)   |          | セット | 10    |
| 25    | 担架                   |              | 台  | 61     |       |                       |          |     |       |
| 26    | 折畳みリヤカー              |              | 台  | 20     | 56    | バケツ(ふた付)              |          | 個   | 20    |
| 27    | パール                  |              | 挺  | 32     | 57    | 尿とりパッド                |          | 枚   | 1,680 |
| 24    | 防水シート                |              | 枚  | 1,400  | 58    | トイレットペーパー             |          | ロール | 2,800 |
| 28    | 番線カッター               |              | 挺  | 5      | 59    | 折畳み自転車                |          | 台   | 1     |

## 5 避難施設

| 施設の名称           | 施設の所在地           | 災害対策基本法上の<br>避難場所等の指定 |
|-----------------|------------------|-----------------------|
| 君津市立君津中学校       | 空師 1 - 1 0 - 1   | ○                     |
| 君津市立八重原小学校      | 南子安 9 - 1 7 - 1  | ○                     |
| 君津市立南子安小学校      | 南子安 5 - 1 0 - 1  | ○                     |
| 君津市立南子安保育園      | 南子安 3 - 2 7 - 1  | ○                     |
| 君津市八重原公民館       | 南子安 9 - 1 7 - 2  | ○                     |
| 君津市立北子安小学校      | 北子安 8 5 3        | ○                     |
| 君津市内みのわ運動公園     | 内箕輪 1 - 1 - 1    | ○                     |
| 君津市立内箕輪保育園      | 内箕輪 6 1 - 1      | ○                     |
| 君津市社会福祉センター     | 外箕輪 1 0 3 9      | ○                     |
| 君津市立外箕輪小学校      | 外箕輪 1 - 3 4 - 1  | ○                     |
| 君津市立八重原中学校      | 三直 1 3 0 5       | ○                     |
| 君津市民文化ホール       | 三直 6 2 2         | ○                     |
| 君津市立大和田小学校      | 大和田 4 2 5        | ○                     |
| 君津市立周西中学校       | 坂田 5 6 0         | ○                     |
| 君津市立坂田小学校       | 坂田 5 2 3         | ○                     |
| 千葉県立君津高等学校      | 坂田 4 5 4         | ○                     |
| 君津市緩衝緑地スポーツ広場   | 坂田 6 0 1         | ○                     |
| 堺田公園            | 西坂田 2 - 1 1      | ○                     |
| 君津市立周西幼稚園       | 人見 1 - 5 - 4 7   | ○                     |
| 君津市人見グラウンド      | 人見 4 - 1 1 - 3   | ○                     |
| 君津市立神門保育園       | 人見 1 1 5 4 - 1   | ○                     |
| 君津市神門コミュニティセンター | 人見 1 4 6 2 - 4 1 | ○                     |
| 君津市立周西南中学校      | 中野 2 - 3 0 - 1   | ○                     |
| 君津市立周西小学校       | 中野 3 - 1 4 - 1   | ○                     |
| 君津市君津中央公民館      | 久保 2 - 1 3 - 2   | ○                     |
| 君津市立久保保育園       | 台 2 - 1 5 - 1 6  | ○                     |
| 君津市立周南中学校       | 宮下 1 - 4 - 1     | ○                     |
| 君津市立周南小学校       | 宮下 2 - 2 5 - 5   | ○                     |
| 君津市立宮下保育園       | 宮下 2 - 2 5 - 1   | ○                     |
| 君津市立常代保育園       | 常代 2 - 1 5 - 1   | ○                     |
| 君津市周南公民館        | 大山野 2 6          | ○                     |
| 君津市立貞元小学校       | 上湯江 1 6 5 5      | ○                     |
| 君津市立上湯江保育園      | 上湯江 1 7 1 6 - 1  | ○                     |
| 君津市貞元コミュニティセンター | 上湯江 1 2 8 7 - 3  | ○                     |
| 君津市貞元グラウンド      | 貞元 2 9 0 - 1     | ○                     |
| 君津市立中小学校        | 中島 6 7 8         | ○                     |
| 君津市立中保育園        | 中島 2 5 2 - 1     | ○                     |
| 君津市小糸公民館        | 糠田 5 5           | ○                     |
| 千葉県立上総高等学校      | 上 9 5 7          | ○                     |
| 君津市小糸スポーツ広場     | 塚原 5 1           | ○                     |
| 君津市立小糸中学校       | 塚原 1 2 0         | ○                     |
| 君津市立小糸小学校       | 大井戸 1 0 6 1      | ○                     |
| 君津市立小糸保育園       | 大井戸 4 6 7 - 2    | ○                     |
| 君津市立秋元小学校       | 西栗倉 3 5          | ○                     |
| 君津市清和公民館        | 西栗倉 5 7          | ○                     |
| 君津市清和スポーツ広場     | 西栗倉 6 0          | ○                     |

| 施設の名称           | 施設の所在地          | 災害対策基本法上の<br>避難場所等の指定 |
|-----------------|-----------------|-----------------------|
| 君津市立清和中学校       | 東日笠 5 2 2       | ○                     |
| 君津市立清和保育園       | 東日笠 5 1 5       | ○                     |
| 君津市立三島小学校       | 正木 1 4 9        | ○                     |
| 君津市立小櫃小学校       | 俵田 1 4 1 6      | ○                     |
| 君津市立小櫃中学校       | 俵田 1 1 1 0      | ○                     |
| 君津市立小櫃保育園       | 末吉 4 3 7 - 1    | ○                     |
| 千葉県立君津青葉高等学校    | 青柳 4 8          | ○                     |
| 君津市小櫃スポーツ広場     | 末吉 1 0 0 5 - 1  | ○                     |
| 君津市小櫃公民館        | 末吉 1 2 8        | ○                     |
| 君津市立久留里小学校      | 久留里 4 7 4       | ○                     |
| 君津市立久留里中学校      | 久留里 4 7 4       | ○                     |
| 君津市上総公民館        | 久留里市場 2 0 1 - 5 | ○                     |
| 君津市久留里スポーツ広場    | 久留里市場 3 6 8 - 1 | ○                     |
| 旧君津市立福野小学校      | 怒田 9 2 3        | ○                     |
| 君津市立松丘小学校       | 広岡 1 0 0 0      | ○                     |
| 君津市立松丘中学校       | 広岡 9 9 4        | ○                     |
| 君津市立あけぼの保育園     | 広岡 9 4 5        | ○                     |
| 君津市松丘コミュニティセンター | 広岡 1 8 4 0 - 1  | ○                     |
| 君津市立坂畑小学校       | 坂畑 2 2 3 - 2    | ○                     |
| 君津市立亀山中学校       | 坂畑 2 2 3 - 1    | ○                     |
| 君津市立亀山保育園       | 坂畑 3 1 0 - 1    | ○                     |
| 君津市亀山コミュニティセンター | 坂畑 3 2 1 - 1    | ○                     |
| 君津市立蔵玉小学校       | 蔵玉 1 0 5 2      | ○                     |
| 旧君津市立香木原小学校     | 香木原 2 6 9       | ○                     |

## 6 生活関連施設等

| 施 行 令 |                                                                                                                                                                                                                                                                              | 施設の種類                  | 市 内<br>施設数 |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|------------|
| 27条1号 | 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第10号の電気事業者又は同項第12号の卸供給業者がその事業の用に供する発電所（最大出力5万キロワット以上のものに限る。）又は変電所（使用電圧10万ボルト以上のものに限る。）                                                                                                                                                              | 発電所（東京電力富津火力ほか）        | 1          |
|       |                                                                                                                                                                                                                                                                              | 変電所                    | -          |
| 27条2号 | ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第13項のガス工作物（同項に規定するガス発生設備、ガスホルダー及びガス精製設備に限り、同条第3項の簡易ガス事業の用に供するものを除く。）                                                                                                                                                                                    | ガス発生設備・ガス精製設備          | -          |
|       |                                                                                                                                                                                                                                                                              | ガスホルダー                 | -          |
| 27条3号 | 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第2項の水道事業又は同条第4項の水道用水供給事業の用に供する取水、貯水若しくは浄水のための施設又は配水池であって、これらの事業のため1日につき10万立方メートル以上の水を供給する能力を有するもの                                                                                                                                                        | 取水施設（県水印旛取水場ほか）        | -          |
|       |                                                                                                                                                                                                                                                                              | 貯水施設                   | -          |
|       |                                                                                                                                                                                                                                                                              | 浄水施設（県水柏井浄水場ほか）        | -          |
|       |                                                                                                                                                                                                                                                                              | 配水池                    | -          |
| 27条4号 | 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第8条第1項の鉄道施設又は軌道法（大正10年法律第76号）による軌道施設であって、鉄道又は軌道を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供するもののうち、当該施設の1日当たりの平均的な利用者の人数が10万人以上であるもの                                                                                                                                              | 鉄道施設・軌道施設              | -          |
| 27条5号 | 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号の電気通信事業者（同法第9条の登録を受けた者に限る。）がその事業の用に供する交換設備（同法第33条第1項の利用者の電気通信設備と接続される伝送路設備と接続される交換設備で当該伝送路設備の電気通信回線の数3万に満たないもの及び同項の移動端末設備と接続される伝送路設備と接続される交換設備で当該移動端末設備の数3万に満たないものを除く。）                                                                            | 電気通信事業者がその事業の用に供する交換設備 | -          |
| 27条6号 | 日本放送協会又は放送法（昭和25年法律第132号）第2条第3号の3の1般放送事業者（同条第3号の4の受託放送事業者及び同条第3号の5の委託放送事業者を除く。）が同条第1号の2の国内放送を行う放送局（同条第3号の放送局をいい、人工衛星の無線局であるものを除く。以下この号において同じ。）であって、同法第2条の2第2項第3号に規定する放送系において他の放送局から放送（同法第2条第1号の放送をいう。以下この号において同じ。）をされる同法第2条第4号の放送番組を受信し、同時にこれをそのまま再送信する放送を主として行うもの以外のものの無線設備 | 国内放送を行う放送局の無線設備        | -          |
| 27条7号 | 港湾法（昭和25年法律第218号）第52条第1項第1号の国土交通省令で定める水域施設又は係留施設                                                                                                                                                                                                                             | 水域施設・係留施設（千葉港ほか）       | 1          |
| 27条8号 | 空港整備法（昭和31年法律第80号）第2条第1項の空港の同法第6条第1項の滑走路等及び当該空港の敷地内の旅客ターミナル施設並びに当該空港における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要な                                                                                                                                                                             | 滑走路等（成田国際空港）           | -          |
|       |                                                                                                                                                                                                                                                                              | 旅客ターミナル施設（成田国際空港）      | -          |

| 施 行 令  |                                                                                                                                                                 | 施設の種類                                            | 市 内<br>施設数 |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|------------|
|        | 航空法（昭和27年法律第231号）第2条第4項の航空保安施設                                                                                                                                  | 航空保安施設                                           | -          |
| 27条9号  | 河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）第2章の規定の適用を受けるダム                                                                                                                         |                                                  | -          |
| 27条10号 | 法律百三条第一項の危険物資等の取扱所                                                                                                                                              |                                                  |            |
| 28条1号  | 消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項の危険物（同法第9条の4の指定数量以上のものに限る。）                                                                                                              | 危険物の取扱所                                          | 5 0 0      |
| 28条2号  | 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物（同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）                                                  | 毒物劇物営業者の取扱所                                      | 3          |
|        |                                                                                                                                                                 | 特定毒物研究者の取扱所                                      | -          |
| 28条3号  | 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条第1項の火薬類                                                                                                                                  | 毒物劇物を業務上取り扱う者の取扱所                                | -          |
|        |                                                                                                                                                                 | 火薬類の製造所（煙火等を除く。）                                 | -          |
|        |                                                                                                                                                                 | 火薬類の製造所（煙火）                                      | 1          |
| 28条4号  | 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第2条の高圧ガス（同法第3条第1項各号に掲げるものを除く。）                                                                                                             | 火薬庫                                              | -          |
|        |                                                                                                                                                                 | 高圧ガスの製造施設（第一種製造者）                                | 1 3        |
| 28条5号  | 原子力基本法（昭和30年法律第186号）第3条第2号に規定する核燃料物質及びこれによって汚染された物（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第64条第1項に規定する事業者等並びに当該事業者等から運搬を委託された者及び同法第60条第1項に規定する受託貯蔵者が所持するものに限る。） | 高圧ガスの貯蔵施設（第一種貯蔵所）                                | 2          |
|        |                                                                                                                                                                 | 核燃料物質使用施設                                        | -          |
| 28条6号  | 原子力基本法第3条第3号に規定する核原料物質（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2第1項第3号に規定する核原料物質を除く。）                                                                                     | 核燃料物質使用施設                                        | -          |
| 28条7号  | 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）第2条第2項に規定する放射性同位元素及びこれによって汚染された物（同法第32条に規定する許可届出使用者等が所持するものに限る。）                                                         | 放射性同位元素使用時業者の取扱所、表示付認証機器使用業者の取扱所、放射性同位元素廃棄業者の取扱所 | 2          |
| 28条8号  | 薬事法第44条第1項の毒薬及び同条第2項の劇薬（同法第46条第1項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。）                                                                                                            | 薬局                                               | -          |
|        |                                                                                                                                                                 | 一般販売業者の店舗                                        | -          |
|        |                                                                                                                                                                 | 毒薬劇薬の製造業者等                                       | -          |
| 28条9号  | 電気事業法第38条第3項の事業用電気工作物（発電用のものに限る。）内における高圧ガス保安法第2条の高圧ガス（当該事業用電気工作物の外にあるとしたならば同法の適用を受けることとなるものに限る。）                                                                | LNGタンク                                           | -          |
|        |                                                                                                                                                                 | 発電機冷却用水素ポンプ                                      | 1          |
| 28条10号 | 細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律（昭和57年法律第61号）第2条第1項に規定する生物剤及び同条第2項に規定する毒素（業としてこれらを取り扱う者が取り扱うものに限る。）                                           | 脱硝用アンモニアタンク                                      | 1          |
|        |                                                                                                                                                                 | 生物剤・毒素の取扱所（文部科学省所管）                              | -          |
|        |                                                                                                                                                                 | 生物剤・毒素の取扱所（厚生労働省所管）                              | -          |
|        |                                                                                                                                                                 | 生物剤・毒素の取扱所（農林水産省所管）                              | -          |

| 施 行 令  |                                                                                                                                                                                              |  | 施設の種類    | 市 内<br>施設数 |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|----------|------------|
| 28条11号 | 化学兵器の禁止及び特定物質の規制に関する法律（平成7年法律第65号）第2条第1項の毒性物質（同法第7条第1項の許可製造者、同法第12条の許可使用者、同法第15条第1項第2号の承認輸入者及び同法第18条第2項の廃棄義務者並びに同法第24条第1項から第3項まで（同法第26条及び第27条において準用する場合を含む。）又は同法第28条の規定による届出をした者が所持するものに限る。） |  | 毒性物質の取扱所 | -          |

7 関係機関等  
(1) 指定行政機関

| 名 称       | 国民保護<br>担当部署                      | 郵便番号     | 所 在 地           | 電話・FAX番号                             |
|-----------|-----------------------------------|----------|-----------------|--------------------------------------|
| 内閣府       | 大臣官房<br>総務課                       | 100-8970 | 東京都千代田区永田町3-1-1 | TEL:03-3581-1513<br>FAX:03-3581-3907 |
| 国家公安委員会   | 連絡先は警察庁と<br>同様                    | 100-8974 | 東京都千代田区霞ヶ関2-1-2 | TEL:03-3581-0141<br>FAX:03-3581-0744 |
| 警察庁       | 警備局<br>警備企画課                      | 100-8974 | 東京都千代田区霞ヶ関2-1-2 | TEL:03-3581-0141<br>FAX:03-3581-0744 |
| 防衛省       | 運用企画局<br>事態対処課                    | 162-8801 | 東京都新宿区市ヶ谷本村町5-1 | TEL:03-3628-3111<br>FAX:03-5225-3022 |
| 防衛施設庁     | 総務部<br>総務課企画室                     | 162-8801 | 東京都新宿区市ヶ谷本村町5-1 | TEL:03-3628-3111<br>FAX:03-5227-2224 |
| 金融庁       | 総務企画局<br>政策課                      | 100-8967 | 東京都千代田区霞ヶ関3-1-1 | TEL:03-3506-6433<br>FAX:03-3506-6011 |
| 総務省       | 大臣官房<br>総務課                       | 100-8926 | 東京都千代田区霞ヶ関2-1-2 | TEL:03-5253-5089<br>FAX:03-5253-5093 |
| 消防庁       | 国民保護・防災部<br>防災課国民保護室              | 100-8927 | 東京都千代田区霞ヶ関2-1-2 | TEL:03-5253-7550<br>FAX:03-5253-7543 |
| 法務省       | 大臣官房<br>秘書課広報室                    | 100-8977 | 東京都千代田区霞ヶ関1-1-1 | TEL:03-3580-5396<br>FAX:03-3592-7728 |
| 公安調査庁     | 総務部<br>総務課                        | 100-8913 | 東京都千代田区霞ヶ関1-1-1 | TEL:03-3592-2638<br>FAX:03-3592-6605 |
| 外務省       | 大臣官房総務課<br>危機管理調整室                | 100-8919 | 東京都千代田区霞ヶ関2-2-1 | TEL:03-5501-8059<br>FAX:03-5501-8057 |
| 財政省       | 大臣官房総合対策<br>課<br>企画官室             | 100-8940 | 東京都千代田区霞ヶ関3-1-1 | TEL:03-3581-7934<br>FAX:03-5251-2163 |
| 国税庁       | 長官官房<br>総務課                       | 100-8978 | 東京都千代田区霞ヶ関3-1-1 | TEL:03-3581-4161<br>FAX:03-3593-0401 |
| 文部科学省     | 大臣官房<br>文教施設企画部<br>施設企画課防災推<br>進室 | 100-8959 | 東京都千代田区丸の内2-5-1 | TEL:03-6734-2290<br>FAX:03-6734-3690 |
| 文化庁       | 連絡先は文部科学<br>省と同様                  | 100-8959 | 東京都千代田区丸の内2-5-1 | TEL:03-6734-2290<br>FAX:03-6734-3690 |
| 厚生労働省     | 社会・援護局<br>総務課                     | 100-8916 | 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2 | TEL:03-3595-2612<br>FAX:03-3503-3099 |
| 農林水産省     | 総合食料局<br>食料企画課                    | 100-8950 | 東京都千代田区霞ヶ関1-2-1 | TEL:03-3502-7942<br>FAX:03-3591-1648 |
| 林野庁       | 連絡先は農林水産<br>省と同様                  | 100-8950 | 東京都千代田区霞ヶ関1-2-1 | TEL:03-3502-7942<br>FAX:03-3591-1648 |
| 水産庁       | 連絡先は農林水産<br>省と同様                  | 100-8950 | 東京都千代田区霞ヶ関1-2-1 | TEL:03-3502-7942<br>FAX:03-3591-1648 |
| 経済産業省     | 大臣官房<br>総務課                       | 100-8901 | 東京都千代田区霞ヶ関1-3-1 | TEL:03-3501-1327<br>FAX:03-3580-6327 |
| 資源エネルギー庁  | 総合政策課                             | 100-8931 | 東京都千代田区霞ヶ関1-3-1 | TEL:03-3501-2669<br>FAX:03-3580-8426 |
| 中小企業庁     | 長官官房<br>官房参事官室                    | 100-8912 | 東京都千代田区霞ヶ関1-3-1 | TEL:03-3501-1768<br>FAX:03-3501-6801 |
| 原子力安全・保安院 | 企画調整課                             | 100-8986 | 東京都千代田区霞ヶ関1-3-1 | TEL:03-3501-1568<br>FAX:03-3501-8490 |
| 国土交通省     | 危機管理室                             | 100-8918 | 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3 | TEL:03-5253-8888<br>FAX:03-5253-8891 |
| 国土地理院     | 総務部<br>総務課                        | 305-0811 | 茨城県つくば市北郷1      | TEL:029-864-6900<br>FAX:028-864-1807 |
| 気象庁       | 総務部<br>総務課                        | 100-8122 | 東京都千代田区大手町1-3-4 | TEL:03-3211-3014<br>FAX:03-3201-0682 |

| 名 称   | 国民保護<br>担当部署    | 郵便番号     | 所 在 地           | 電話・FAX番号                             |
|-------|-----------------|----------|-----------------|--------------------------------------|
| 海上保安庁 | 総務部<br>国際・危機管理官 | 100-8918 | 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3 | TEL:03-3591-9822<br>FAX:03-3580-8778 |
| 環境省   | 大臣官房<br>総務課     | 100-8975 | 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2 | TEL:03-3580-1374<br>FAX:03-3580-2517 |

( 2 ) 指定地方行政機関

| 名 称         | 国民保護<br>担当部署 | 郵便番号     | 所 在 地             | 電話・FAX番号                                                   |
|-------------|--------------|----------|-------------------|------------------------------------------------------------|
| 関東管区警察局     | 広域調整第二課      | 300-9726 | 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 | TEL:048-600-6000<br>(内5515)<br>FAX:048-600-6000<br>(内5519) |
| 千葉県情報通信部    | 機動通信課        | 260-8668 | 千葉市中央区市場町1-2      | TEL:043-227-9131<br>(内6007)                                |
| 東京防衛施設局     | 総務課          | 330-9721 | 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 | TEL:048-600-1800<br>FAX:048-601-2118                       |
| 関東総合通信局     | 総務課          | 100-8795 | 東京都千代田区丸の内1-6-1   | TEL:03-5220-3708<br>FAX:03-5200-5798                       |
| 関東財務局       | 総務課          | 330-9716 | 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 | TEL:048-600-1279<br>FAX:048-600-1247                       |
| 千葉県財務事務所    | 総務課          | 260-8607 | 千葉市中央区椿森5-6-1     | TEL:043-251-7211                                           |
| 横浜税関        | 総務課          | 231-8401 | 神奈川県横浜市中区海岸通1-1   | TEL:045-212-6010<br>FAX:045-201-4313                       |
| 千葉県税関支署     | 総務課          | 260-0024 | 千葉市中央区中央港1-12-2   | TEL:043-241-6452                                           |
| 千葉労働局       | 総務課          | 260-8612 | 千葉市中央区中央4-11-1    | TEL:043-221-4311<br>FAX:043-221-2305                       |
| 関東農政局       | 企画調整室        | 330-0835 | 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 | TEL:048-740-0017<br>FAX:048-600-0602                       |
| 千葉農政事務所     | 農政推進課        | 260-0014 | 千葉市中央区本千葉10-18    | TEL:043-224-5617                                           |
| 関東森林管理局     | 企画調整室        | 371-8508 | 群馬県前橋市岩神町4-16-25  | TEL:027-210-1150<br>FAX:027-210-1154                       |
| 千葉森林管理事務所   | 総合調整官        | 263-0034 | 千葉市稲毛区稲毛1-7-20    | TEL:043-242-4656                                           |
| 関東経済産業局     | 総務課          | 330-9715 | 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 | TEL:048-600-0213<br>FAX:048-601-1310                       |
| 関東東北産業保安監督部 | 管理課          | 330-9715 | 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 | TEL:048-600-0432<br>FAX:048-601-1279                       |
| 関東地方整備局     | 防災課          | 330-9724 | 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 | TEL:048-600-1333<br>FAX:048-600-1376                       |
| 千葉国道事務所     | 管理第二課        | 263-0016 | 千葉市稲毛区天台5-27-1    | TEL:043-287-0315                                           |
| 千葉港湾事務所     | 総務課          | 260-0024 | 千葉市中央区中央港1-11-2   | FAX:043-243-9172                                           |
| 関東運輸局       | 総務課          | 231-8433 | 神奈川県横浜市中区北仲通5-57  | TEL:045-211-7269<br>FAX:045-212-2017                       |
| 千葉運輸支局(本庁舎) | 総務企画課        | 261-0002 | 千葉市美浜区新港198       | TEL:043-242-7336                                           |
| 東京航空局       | 航空保安対策課      | 102-0074 | 東京都千代田区九段南1-1-15  | TEL:03-5275-9316<br>FAX:03-3288-8915                       |
| 成田空港事務所     | 地域調整課        | 282-8602 | 成田市古込字込前133       | TEL:0476-32-0983                                           |
| 東京航空交通管制部   | 総務課          | 359-0042 | 埼玉県所沢市並木1-12      | TEL:04-2992-1181<br>FAX:04-2992-1925                       |
| 東京管区气象台     | 総務課          | 100-0004 | 東京都千代田区大手町1-3-4   | TEL:03-3212-3848<br>FAX:03-3212-3390                       |
| 銚子地方气象台     | 総務課          | 288-0001 | 銚子市川口町2-6431      | TEL:0479-22-0374                                           |
| 第三管区海上保安部   | 総務課          | 231-8818 | 横浜市中区北仲通5-57      | TEL:045-211-0776<br>FAX:045-201-7045                       |
| 千葉海上保安部     | 警備救難課        | 260-0024 | 千葉市中央区中央港1-12-2   | TEL:043-242-7238                                           |
| 銚子海上保安部     | 警備救難課        | 288-0001 | 銚子市川口町2-6431      | TEL:0479-22-1359                                           |
| 勝浦海上保安署     |              | 299-5233 | 勝浦市浜勝浦499         | TEL:0470-73-4999                                           |
| 木更津海上保安署    |              | 292-0836 | 木更津市新港8-2         | TEL:0438-30-0118                                           |

## ( 3 ) 自衛隊

| 区分                    | 駐とん地<br>(基地)<br>等 名 | 所 在 地                     | 郵便番号     | 電話番号         | 内線<br>番号   | 当直<br>内線<br>番号 | 部 隊 名                                                         |
|-----------------------|---------------------|---------------------------|----------|--------------|------------|----------------|---------------------------------------------------------------|
| 陸<br>上<br>自<br>衛<br>隊 | 習志野                 | 船橋市薬円台 3 - 2 0 - 1        | 274-8577 | 047-466-2141 | 231        | 302            | 第一空挺団 習志野演習場<br>習志野駐屯地業務隊                                     |
|                       | 下志津                 | 千葉市若葉区若松町 9 0 2           | 264-8501 | 043-422-0221 | 286<br>287 | 302            | 高射学校<br>高射教導隊                                                 |
|                       | 木更津                 | 木更津市吾妻地先                  | 292-8510 | 0438-23-3411 | 215        | 301            | 第 1 ヘリコプター団<br>第 4 戦車ヘリコプター隊                                  |
|                       | 松 戸                 | 松戸市五香六実 1 7               | 270-2288 | 047-387-2171 | 232        | 302            | 関東補給処松戸支処<br>第 2 高射特科群<br>需品学校 需品教導隊                          |
|                       | 柏                   | 柏市大室 1 7 3 9              | 277-0813 | 04-7181-3939 |            |                | 柏高射教育訓練場<br>第 2 高射特科隊                                         |
| 海<br>上<br>自<br>衛<br>隊 | 下 総                 | 柏市藤ヶ谷 1 6 4 - 1           | 277-8661 | 0471-91-2321 | 2424       | 2424           | 教育航空集団司令部<br>下総教育航空群 移動通信隊<br>第 3 術科学学校 航空補給処<br>下総支処 下総航空基地隊 |
|                       | 館 山                 | 館山市宮城無番地                  | 294-8501 | 0470-22-3191 | 213        | 222            | 第 2 1 航空群<br>館山航空基地隊                                          |
|                       | 木更津                 | 木更津市江川無番地                 | 292-0063 | 0438-23-2361 | 446        | 430            | 航空補給処                                                         |
| 航<br>空<br>自<br>衛<br>隊 | 木更津                 | 木更津市岩根 1 - 4 - 1          | 292-8633 | 0438-41-1111 | 303        | 225            | 第 1 補給処                                                       |
|                       | 峯岡山                 | 南房総市平塚字嶺岡西牧乙<br>2 - 5 6 4 | 229-2508 | 0470-46-3001 | 202        | 298            | 第 4 4 警戒隊                                                     |
|                       | 習志野                 | 船橋市薬円台 3 - 2 0 - 1        | 274-0077 | 047-466-2141 | 405        | 407            | 第 1 高射群第 1 高射隊                                                |
|                       | 柏                   | 柏市十余二 1 7 5 - 4           | 277-0872 | 0471-31-2896 |            |                | 柏送信所                                                          |
|                       | 千 葉                 | 千葉市稲毛区轟町 1 - 1 - 1 7      | 263-0021 | 043-251-7151 |            |                | 千葉地方協力本部                                                      |

( 4 ) 千葉県 ( 知事部局、公営企業、教育庁 )

| 機 関 名         | 担当課名   | 郵便番号     | 所 在 地             | 電話番号         | F A X 番号     |
|---------------|--------|----------|-------------------|--------------|--------------|
| 千葉県庁(消防地震防災課) | 国民保護計画 | 260-8867 | 千葉市中央区市場町1-1      | 043-223-2163 | 043-222-5208 |
| 東京事務所         |        | 102-0093 | 東京都千代田区平河町2-6-3   | 03-5212-9013 | 03-5212-9014 |
| 葛南県民センター      | 県政情報課  | 263-8560 | 船橋市本町1-3-1 フェイス7F | 043-424-8281 | 047-421-1590 |
| 東葛飾県民センター     | 県政情報課  | 271-8560 | 松戸市小根本7           | 047-361-2111 | 047-367-4348 |
| 北総県民センター      | 県政情報課  | 285-8503 | 佐倉市鐺木仲田町8-1       | 043-483-1111 | 043-485-9222 |
| 香取事務所         | 県政情報班  | 287-8502 | 香取市北3-1-3         | 0478-54-1311 | 0478-52-5529 |
| 海匝事務所         | 県政情報班  | 289-2504 | 旭市二1997-1         | 0479-62-0261 | 0479-63-9898 |
| 東上総県民センター     | 県政情報課  | 297-8533 | 茂原市茂原1102-1       | 0475-22-1711 | 0475-24-0459 |
| 山武事務所         | 県政情報班  | 283-0006 | 東金市東新宿1-1-11      | 0475-54-0222 | 0475-55-6279 |
| 夷隅事務所         | 県政情報班  | 298-0212 | 夷隅郡大多喜町猿稻14       | 0470-82-2211 | 0470-82-4164 |
| 南房総県民センター     | 県政情報課  | 292-8502 | 木更津市貝渕3-13-34     | 0438-23-1111 | 0438-23-7495 |
| 安房事務所         | 県政情報班  | 294-0045 | 館山市北条402-1        | 0470-22-7111 | 0470-22-0074 |
| 西部防災センター      |        | 292-8520 | 松戸市松戸558-3        | 047-311-5511 | 047-331-5522 |
| 習志野健康福祉センター   | 総務企画課  | 275-0012 | 習志野市本大久保3-2-1     | 047-475-5151 | 047-475-5122 |
| 市川健康福祉センター    | 総務企画課  | 272-0023 | 市川市南八幡5-11-22     | 047-377-1101 | 047-379-6623 |
| 松戸健康福祉センター    | 総務企画課  | 271-8562 | 松戸市小根本7           | 047-361-2121 | 047-367-7554 |
| 柏健康福祉センター     | 総務企画課  | 277-0005 | 柏市柏225            | 04-7167-1255 | 04-7167-1732 |
| 野田健康福祉センター    | 総務企画課  | 278-0006 | 野田市柳沢24           | 04-7124-8155 | 04-7124-2878 |
| 印旛健康福祉センター    | 総務企画課  | 285-8520 | 佐倉市鐺木仲田町8-1       | 043-483-1133 | 043-486-2777 |
| 成田支所          |        | 286-0036 | 成田市加良部3-3-1       | 0476-26-7231 | 0476-26-4760 |
| 香取健康福祉センター    | 総務企画課  | 287-0001 | 香取市佐原口2127        | 0478-52-9164 | 0478-54-5407 |
| 海匝健康福祉センター    | 総務企画課  | 288-0812 | 銚子市栄町2-2-1        | 0479-22-0206 | 0479-24-9682 |
| 八日市場地域保健センター  |        | 289-2144 | 匝瑳市八日市場イ2119-1    | 0479-72-1281 | 0479-73-3709 |
| 山武健康福祉センター    | 総務企画課  | 283-0802 | 東金市東金907-1        | 0475-54-0611 | 0475-52-0274 |
| 長生健康福祉センター    | 総務企画課  | 297-0026 | 茂原市茂原1102-1       | 0475-22-5167 | 0475-24-3419 |
| 夷隅健康福祉センター    | 総務企画課  | 299-5235 | 勝浦市出水1224         | 0470-73-0145 | 0470-73-0904 |
| 安房健康福祉センター    | 総務企画課  | 294-0045 | 館山市北条1093-1       | 0470-22-4511 | 0470-23-6694 |
| 鴨川地域保健センター    |        | 296-0001 | 鴨川市横渚1457-1       | 0470-92-4511 | 0470-93-0794 |
| 君津健康福祉センター    | 総務企画課  | 292-0832 | 木更津市新田3-4-34      | 0438-22-3743 | 0438-25-4587 |
| 市原健康福祉センター    | 総務企画課  | 290-0056 | 市原市五井1309         | 0436-21-6391 | 0436-22-8068 |
| 衛生研究所         | 総務課    | 260-8715 | 千葉市中央区二戸名町666-2   | 043-266-6723 | 043-265-5544 |
| 動物愛護センター      | 愛護管理課  | 286-0211 | 富里市御料709-1        | 0476-93-5711 | 0476-93-5326 |
| 千葉農林振興センター    | 総務課    | 290-0056 | 市原市五井5500-4       | 0436-21-0127 | 0436-21-0127 |
| 東葛飾農林振興センター   | 総務課    | 277-0861 | 柏市高田990-1         | 04-7143-4121 | 04-7144-8260 |
| 印旛農林振興センター    | 総務課    | 285-0026 | 佐倉市鐺木仲田町8-1       | 043-483-1125 | 043-485-9502 |
| 香取農林振興センター    | 総務課    | 287-0005 | 香取市佐原水1250-3      | 0478-52-9191 | 0478-54-5617 |
| 海匝農林振興センター    | 総務課    | 289-2141 | 匝瑳市八日市場ハ671       | 0479-72-1556 | 0479-73-5296 |
| 山武農林振興センター    | 総務課    | 283-0006 | 東金市東新宿17-6        | 0475-54-1121 | 0475-54-1122 |
| 長生農林振興センター    | 総務課    | 297-0026 | 茂原市茂原1102-1       | 0475-25-1141 | 0475-24-9840 |
| 夷隅農林振興センター    | 総務課    | 298-0004 | いすみ市大原8513-1      | 0470-62-2155 | 0470-63-0713 |
| 安房農林振興センター    | 総務課    | 294-0045 | 館山市北条402-1        | 0470-22-8641 | 0470-23-1954 |
| 君津農林振興センター    | 総務課    | 292-0832 | 木更津市新田2-2-16      | 0438-22-6258 | 0438-23-5667 |
| 北部林業事務所       | 総務課    | 289-1321 | 山武市富田ト1177-7      | 0475-82-3121 | 0475-82-4463 |
| 中部林業事務所       | 総務課    | 299-1152 | 君津市久保5-1-2        | 0439-55-4970 | 0439-55-4988 |
| 南部林業事務所       | 総務課    | 296-0044 | 鴨川市広場820          | 0470-92-1318 | 0470-92-1383 |
| 銚子漁港事務所       | 総務課    | 288-0001 | 銚子市川口町2-6528-3    | 0479-22-6503 | 0479-22-6431 |
| 南部漁港事務所       | 総務課    | 294-0045 | 館山市北条402-1        | 0470-23-4751 | 0470-23-4753 |
| 千葉地域警備センター    | 総務課    | 260-0023 | 千葉市中央区出洲港11-1     | 043-242-6107 | 043-248-9763 |

| 機 関 名          | 担当課名  | 郵便番号     | 所 在 地              | 電話番号         | F A X 番号     |
|----------------|-------|----------|--------------------|--------------|--------------|
| 千葉整備事務所        | 管理用地課 | 261-0001 | 千葉市美浜区幸町1-12-7     | 043-248-8010 | 043-248-8016 |
| 市原整備事務所        | 調整課   | 290-0067 | 市原市八幡海岸通1969       | 0436-41-1300 | 0436-43-9654 |
| 千葉港湾事務所        | 港営課   | 260-0024 | 千葉市中央区中央港1-6-1     | 043-246-6201 | 043-241-3470 |
| 葛南地域整備センター     | 総務課   | 273-0012 | 船橋市浜町2-5-1         | 047-433-2421 | 047-434-4727 |
| 葛南整備事務所        | 建築宅地課 | 273-0014 | 船橋市高瀬町66-17        | 047-434-7611 | 047-434-7910 |
| 葛南港湾事務所        | 港営課   | 273-0012 | 船橋市浜町2-5-1         | 047-433-1895 | 047-437-6099 |
| 東葛飾地域整備センター    | 総務課   | 271-0072 | 松戸市竹ヶ花24           | 047-364-5136 | 047-362-4884 |
| 柏整備事務所         | 調整課   | 277-0005 | 柏市柏745             | 04-7167-1201 | 04-7167-1205 |
| 印旛地域整備センター     | 総務課   | 285-0026 | 佐倉市鐺木仲田町8-1        | 043-483-1140 | 043-485-3759 |
| 成田整備事務所        | 調整課   | 286-0036 | 成田市加良部3-3-2        | 0476-26-4831 | 0476-26-8671 |
| 香取地域整備センター     | 総務課   | 287-0003 | 香取市佐原イ126-6        | 0478-52-5192 | 0478-54-5449 |
| 海匠地域整備センター     | 総務課   | 289-2144 | 匝瑳市八日市場イ1999       | 0479-72-1100 | 0479-73-6356 |
| 銚子整備事務所        | 調整課   | 288-0837 | 銚子市長塚町2-44-9       | 0479-22-6500 | 0479-24-0099 |
| 山武地域整備センター     | 総務課   | 283-0006 | 東金市東新宿17-6         | 0475-54-1131 | 0475-55-5894 |
| 長生地域整備センター     | 総務課   | 297-0026 | 茂原市茂原1102-1        | 0475-24-4521 | 0475-25-3343 |
| 夷隅地域整備センター     | 総務課   | 298-0004 | いすみ市大原8513-1       | 0470-62-3311 | 0470-62-1685 |
| 大多喜整備事務所       | 調整課   | 298-0212 | 夷隅郡大多喜町猿稻14-1      | 0470-82-2614 | 0470-82-4889 |
| 安房地域整備センター     | 総務課   | 294-0045 | 館山市北条402-1         | 0470-22-4341 | 0470-23-8349 |
| 鴨川整備事務所        | 調整課   | 296-0044 | 鴨川市広場820           | 04-7092-1107 | 0470-93-2190 |
| 君津地域整備センター     | 総務課   | 292-0833 | 木更津市貝淵3-13-34      | 0438-25-5131 | 0438-25-0683 |
| 君津整備事務所        | 管理用地課 | 292-0834 | 木更津市潮見7-3-9        | 0438-37-6611 | 0438-37-6610 |
| 木更津港湾事務所       | 港営課   | 292-0833 | 木更津市貝淵3-13-34      | 0438-25-5141 | 0438-25-6325 |
| 君津幹線道路建設事務所    | 総務課   | 292-0833 | 木更津市貝淵3-13-34      | 0438-25-5171 | 0438-23-5126 |
| 北千葉道路建設事務所     | 総務用地課 | 286-0017 | 成田市赤坂2-1-1         | 0476-28-1411 | 0476-27-2858 |
| 真間川改修事務所       | 総務課   | 272-0023 | 市川市南八幡2-23-1       | 047-378-8652 | 047-393-6188 |
| 大多喜ダム建設事務所     | 総務課   | 298-0206 | 大多喜町横山3055-1       | 0470-82-5277 | 0470-82-5131 |
| 亀山・片倉ダム管理事務所   | 総務課   | 292-0523 | 君津市豊田33            | 0439-39-2400 | 0439-39-2887 |
| 高滝ダム管理事務所      | 総務課   | 290-0557 | 市原市養老468           | 0436-98-1411 | 0436-98-1414 |
| 水道局            | 総務企画課 | 260-8650 | 千葉市中央区長洲1-9-1      | 043-223-4403 | 043-227-6158 |
| 千葉水道事務所        | 総務課   | 260-0842 | 千葉市中央区南町1-4-7      | 043-264-1114 | 043-266-7439 |
| 船橋水道事務所        | 総務課   | 273-0014 | 船橋市高瀬町62-12        | 047-433-2514 | 047-431-3602 |
| 市川水道事務所        | 総務課   | 272-0023 | 市川市南八幡1-10-15      | 047-378-1517 | 047-379-7307 |
| 京葉北部建設事務所      | 総務課   | 262-0032 | 千葉市花見川区幕張町5-417-24 | 043-274-9750 | 043-279-9756 |
| 企業庁            | 企業総務課 | 260-8655 | 千葉市中央区長洲1-9-1      | 043-223-3420 | 043-225-6022 |
| 千葉建設事務所        | 総務課   | 261-0011 | 千葉市美浜区真砂5-2-1      | 043-278-1221 | 043-278-1228 |
| 内陸北部建設事務所      | 総務課   | 286-0017 | 成田市赤坂2-1-1         | 0476-26-8591 | 0476-27-8490 |
| 千葉ニュータウン整備センター | 事業調整課 | 270-1348 | 印西市戸神501           | 0476-46-2813 | 0476-46-2811 |
| 流山建設事務所        | 総務課   | 270-0163 | 流山市南流山1-13         | 04-7150-4500 | 04-7150-4506 |
| 柏建設事務所         | 総務課   | 277-0871 | 柏市若柴160-1          | 04-7134-1211 | 04-7134-1299 |
| 千葉工業用水道事務所     | 総務課   | 260-0843 | 千葉市中央区末広3-4-16     | 043-264-7321 | 043-261-4349 |
| 葛南工業用水道事務所     | 総務課   | 272-0023 | 市川市南八幡2-23-1       | 047-378-4477 | 047-379-0904 |
| 君津工業用水道事務所     | 総務課   | 292-0834 | 木更津市潮見2-12         | 0438-23-0621 | 0438-25-2806 |
| 茂原建設事務所        | 総務課   | 297-0023 | 茂原市千代田町1-6-1       | 0475-20-2311 | 0475-20-2313 |
| 病院局            | 経営管理課 | 260-8665 | 千葉市中央区市場町1-1       | 043-223-3963 | 043-225-9330 |
| がんセンター         | 事務局   | 260-8717 | 千葉市中央区仁戸名町666-2    | 043-264-5431 | 043-262-8680 |
| 救急医療センター       | 事務局   | 261-0012 | 千葉市美浜区磯辺3-32-1     | 043-279-2211 | 043-279-0193 |
| 精神科医療センター      | 事務局   | 261-0024 | 千葉市美浜区豊砂5          | 043-276-1361 | 043-276-1367 |
| こども病院          | 事務局   | 266-0007 | 千葉市緑区辺田町579-1      | 043-292-2111 | 043-292-3815 |
| 循環器病センター       | 事務局   | 290-0512 | 市原市鶴舞575           | 0436-88-3311 | 0436-88-3032 |

| 機 関 名       | 担当課名 | 郵便番号     | 所 在 地         | 電話番号         | F A X 番号     |
|-------------|------|----------|---------------|--------------|--------------|
| 東金病院        | 事務局  | 283-8588 | 東金市台方1229     | 0475-54-1531 | 0475-54-1588 |
| 佐原病院        | 事務局  | 287-0003 | 香取市佐原イ2285    | 0478-54-1231 | 0478-54-4497 |
| 教育庁葛南教育事務所  | 総務課  | 273-0012 | 船橋市浜町2-5-1    | 047-433-6017 | 047-433-3169 |
| 教育庁東葛飾教育事務所 | 総務課  | 271-8563 | 松戸市小根本7       | 047-361-2110 | 047-368-5316 |
| 教育庁北総教育事務所  | 総務課  | 285-0026 | 佐倉市鍋木仲田町8-1   | 043-483-1147 | 043-486-2919 |
| 香取分室        |      | 287-0002 | 香取市北3-1-3     | 0478-54-1529 | 0478-55-1725 |
| 海匝分室        |      | 289-2504 | 旭市二1997-1     | 0479-62-2554 | 0479-64-0056 |
| 教育庁東上総教育事務所 | 総務課  | 297-0024 | 茂原市八千代2-10    | 0475-23-8125 | 0475-25-3143 |
| 山武分室        |      | 283-0006 | 東金市東新宿1-1-11  | 0475-54-1041 | 0475-55-5003 |
| 夷隅分室        |      | 298-0212 | 夷隅郡大多喜町猿稻14   | 0470-82-2411 | 0470-82-4803 |
| 教育庁南房総教育事務所 | 総務課  | 292-0833 | 木更津市貝渕3-13-34 | 0438-25-1311 | 0438-22-4302 |
| 安房分室        |      | 294-0045 | 館山市北条403      | 0470-22-3876 | 0470-23-5999 |

( 5 ) 千葉県警察本部

| 機 関 名     | 郵便番号     | 所 在 地               | 電話番号         |
|-----------|----------|---------------------|--------------|
| 警察本部 警備課  | 260-8668 | 千葉市中央区市場町1 - 2      | 043-227-9131 |
| " 通信指令課   | 260-0024 | 千葉市中央区中央港1 - 71 - 1 | 043-227-9131 |
| " 総合当直    | 260-8668 | 千葉市中央区市場町1 - 2      | 043-227-9131 |
| 君 津 警 察 署 | 299-1152 | 君津市久保4-1-1          | 0439-54-0110 |

( 6 ) 市町村

| 市町村名    | 国民保護<br>担 当 課 | 郵便番号     | 所 在 地          | 電 話 番 号                   | F A X 番号     |
|---------|---------------|----------|----------------|---------------------------|--------------|
| 千 葉 市   | 総合防災課         | 260-8722 | 千葉市中央区千葉港1-1   | 043-245-5151              | 043-245-5597 |
| 銚 子 市   | 総務課           | 288-8601 | 銚子市若宮町1-1      | 0479-24-8193              | 0479-25-0277 |
| 市 川 市   | 危機管理課         | 272-8501 | 市川市八幡1-1-1     | 047-334-1600              | 047-333-8080 |
| 船 橋 市   | 防災課           | 273-8501 | 船橋市湊町2-10-25   | 047-436-2038              | 047-436-2034 |
| 館 山 市   | 社会安全課         | 294-8601 | 館山市北条1145-1    | 0470-22-3954              | 0470-23-3115 |
| 木 更 津 市 | 総務課           | 292-8501 | 木更津市潮見1-1      | 0438-23-7111<br>(内444)    | 0438-25-1351 |
| 松 戸 市   | 防災課           | 271-8588 | 松戸市根本387-5     | 047-366-7309              | 047-368-0202 |
| 野 田 市   | 市民生活課         | 278-8550 | 野田氏鶴奉7-1       | 04-7123-1083              | 04-7123-1737 |
| 茂 原 市   | 総務課           | 297-8511 | 茂原市茂原道表1       | 0475-20-1519              | 0475-20-1602 |
| 成 田 市   | 防災対策課         | 286-8585 | 成田市花崎町760      | 0476-20-1523              | 0476-20-1687 |
| 佐 倉 市   | 交通防災課         | 285-8501 | 佐倉市海隣寺町97      | 043-484-6131              | 043-486-2502 |
| 東 金 市   | 総務課           | 283-8511 | 東金市東岩崎1-1      | 0475-50-1119              | 0475-50-1229 |
| 旭 市     | 総務課           | 289-2595 | 旭市二1920        | 0479-62-5311              | 0479-63-4946 |
| 習 志 野 市 | 総務課           | 275-8601 | 習志野市鷺沼1-1-1    | 047-453-9246              | 047-453-1547 |
| 柏 市     | 防災安全課         | 277-8505 | 柏市柏5-10-1      | 04-7167-1115              | 04-7163-2188 |
| 勝 浦 市   | 環境防災課         | 299-5292 | 勝浦市新官1343-1    | 0470-73-6619              | 0470-73-8788 |
| 市 原 市   | 防災課           | 290-8501 | 市原市国分寺台中央1-1-1 | 0436-23-9823              | 0436-23-9556 |
| 流 山 市   | 防災対策課         | 270-0192 | 流山市平和台1-1-1    | 04-7150-6067              | 04-7158-4131 |
| 八 千 代 市 | 総合防災課         | 276-8501 | 八千代市大和田新田312-5 | 047-483-1151              | 047-484-8824 |
| 我 孫 子 市 | 市民安全室         | 270-1192 | 我孫子市我孫子1858    | 04-7185-1111<br>(内20-217) | 04-7785-5777 |
| 鴨 川 市   | 消防防災課         | 296-8601 | 鴨川市横渚1450      | 0470-93-7833              | 0470-93-7851 |
| 鎌 ケ 谷 市 | 総務課           | 273-0195 | 鎌ヶ谷市初富928-744  | 047-445-1141<br>(内331)    | 047-445-1400 |

| 市町村名      | 国民保護<br>担当課 | 郵便番号     | 所 在 地          | 電 話 番 号                 | F A X 番号     |
|-----------|-------------|----------|----------------|-------------------------|--------------|
| 富 津 市     | 総務課         | 293-8506 | 富津市下飯野2443     | 0439-80-1209            | 0439-80-1350 |
| 浦 安 市     | 防災課         | 279-8501 | 浦安市猫実1-1-1     | 047-351-1111<br>(内1721) | 047-355-6239 |
| 四 街 道 市   | 総務課         | 284-8555 | 四街道市鹿渡無番地      | 043-421-6102            | 043-424-8922 |
| 袖ヶ浦市      | 管財防災課       | 299-0292 | 袖ヶ浦市板松戸市場1-1   | 0438-62-2111<br>(内237)  | 0438-62-5916 |
| 八 街 市     | 防災課         | 289-1192 | 八街市八街ほ35-29    | 043-443-1119            | 043-444-0815 |
| 印 西 市     | 防災課         | 270-1396 | 印西市大森2364-2    | 0479-42-5111<br>(内455)  | 0476-42-7242 |
| 白 井 市     | 交通防災課       | 270-1492 | 白井市復1123       | 047-492-1111            | 047-491-3510 |
| 富 里 市     | 総務課         | 286-0292 | 富里市七栄652-1     | 0476-93-1111            | 0476-93-9954 |
| 南 房 総 市   | 消防防災課       | 299-2492 | 南房総市富浦町青木28    | 0470-33-1116            | 0470-33-3451 |
| 匝 瑳 市     | 総務課         | 289-2198 | 匝瑳市八日市場八793    | 0479-73-0084            | 0479-72-1114 |
| 香 取 市     | 総務課         | 287-8501 | 香取市佐原口2127     | 0478-50-1200            | 0478-52-4566 |
| 山 武 市     | 総務課         | 289-1392 | 山武市殿台296       | 0475-80-1116            | 0475-82-2107 |
| い す み 市   | 総務課         | 298-8501 | いすみ市大原7400-1   | 0470-62-1111            | 0470-63-1252 |
| - 印 旛 郡 - |             |          |                |                         |              |
| 酒々井町      | 総務課         | 285-8510 | 酒々井町中央台4-11    | 043-496-1171            | 043-496-4541 |
| 印 旛 村     | 総務課         | 270-1693 | 印旛村瀬戸554-1     | 0476-98-1112            | 0476-98-2073 |
| 本 埜 村     | 総務課         | 270-2392 | 本埜村笠神2587      | 0476-97-1111            | 0476-97-3205 |
| 栄 町       | 消防本部        | 270-1546 | 栄町生板鍋子新田乙20-71 | 0476-95-8983            | 0476-95-7630 |
| - 香 取 郡 - |             |          |                |                         |              |
| 神 崎 町     | 総務課         | 289-0292 | 神崎町神崎本宿163     | 0478-72-2111            | 0478-72-2110 |
| 多 古 町     | 総務課         | 289-2292 | 多古町多古584       | 0479-76-2611            | 0479-76-7144 |
| 東 庄 町     | 総務課         | 289-0692 | 東庄町笹川い579-1    | 0478-86-1111            | 0478-86-4051 |
| - 山 武 郡 - |             |          |                |                         |              |
| 大 網 白 里 町 | 総務課         | 299-3292 | 大網白里町大網115-2   | 0475-70-0303            | 0475-72-8454 |
| 九 十 九 里 町 | 総務課         | 283-0195 | 九十九里町片貝4099    | 0475-70-3107            | 0475-70-3188 |
| 芝 山 町     | 総務課         | 289-1692 | 芝山町小池992       | 0479-77-3903            | 0479-77-0871 |
| 横 芝 光 町   | 環境防災課       | 289-1793 | 横芝光町宮川11902    | 0479-84-1216            | 0479-84-2713 |
| - 長 生 郡 - |             |          |                |                         |              |
| 一 宮 町     | 総務課         | 299-4396 | 一宮町一宮2457      | 0475-42-2111            | 0475-42-2465 |
| 睦 沢 町     | 総務課         | 299-4492 | 睦沢町下之郷1650-1   | 0475-44-2500            | 0475-44-1729 |
| 長 生 村     | 総務課         | 299-4394 | 長生村本郷1-77      | 0475-32-2111            | 0475-32-1194 |
| 白 子 町     | 総務課         | 299-4292 | 白子町関5074-2     | 0475-33-2111            | 0475-33-4132 |
| 長 柄 町     | 総務課         | 297-0298 | 長柄町桜谷712       | 0475-35-2111            | 0475-35-4732 |
| 長 南 町     | 総務課         | 297-0192 | 長南町長南2110      | 0475-46-2111            | 0475-46-1214 |
| - 夷 隅 郡 - |             |          |                |                         |              |
| 大 多 喜 町   | 総務課         | 298-0292 | 大多喜町大多喜93      | 0470-82-2111            | 0470-82-4461 |
| 御 宿 町     | 総務課         | 299-5192 | 御宿町須賀1522      | 0470-68-2511            | 0470-68-3293 |
| - 安 房 郡 - |             |          |                |                         |              |
| 鋸 南 町     | 総務企画課       | 299-2192 | 鋸南町下佐久間3458    | 0470-55-4801            | 0470-55-1342 |

( 7 ) 消防本部

| 名 称           | 担当課名 | 郵便番号     | 所在地         | 電話番号         | F A X 番号     |
|---------------|------|----------|-------------|--------------|--------------|
| 君 津 市 消 防 本 部 |      | 299-1163 | 君津市空師3-1-25 | 0439-53-1901 | 0439-54-8960 |

## ( 8 ) 指定公共機関

| 名 称            | 国民保護<br>担当部署          | 郵便番号                 | 所 在 地                                      | 電話・FAX番号                                                 |
|----------------|-----------------------|----------------------|--------------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| (独)海上災害防止センター  | 総務課                   | 220-8401             | 神奈川県横浜市西区みなとみらい3-3-1 三菱重工横浜ビル              | TEL:045-224-4311<br>FAX:045-224-4312                     |
| (独)国立病院機構      | 総務課                   | 152-8621             | 東京都目黒区東が丘2-5-21                            | TEL:03-5712-5050<br>FAX:03-5712-5081                     |
| (独)放射線医学総合研究所  | 安全政策課                 | 263-0024             | 千葉市稲毛区穴川4-9-1                              | TEL:043-206-6277<br>FAX:043-206-4099                     |
| (独)水資源機構       | 総務課                   | 330-6008             | 埼玉県さいたま市中央区新都心11-2                         | TEL:048-600-6511<br>FAX:048-650-6510                     |
| 日本赤十字社         | 救護課                   | 105-8521             | 東京都港区芝大門1-1-3                              | TEL:03-3437-7084<br>FAX:03-3435-8509                     |
| 千葉県支部          | 総務課                   | 260-0013             | 千葉市中央区千葉港4-1                               | TEL:043-241-7531                                         |
| 日本放送協会         | 気象・災害セクター             | 105-8001             | 東京都渋谷区神南2-2-1                              | TEL:03-5455-3409<br>FAX:03-3465-1936                     |
| 千葉放送局          | 企画総務                  | 260-0013             | 千葉市中央区中央4-14-14                            | TEL:043-227-7311                                         |
| 日本郵政公社         | 本社CSR室                | 100-8798             | 東京都千代田区霞ヶ関1-3-2                            | TEL:03-3504-4624<br>FAX:03-3506-6732                     |
| 千葉中央郵便局        | 総務課                   | 260-0024             | 千葉市中央区中央港1-14-1                            | TEL:043-246-0083                                         |
| 首都高速道路(株)      | 防災対策グループ              | 100-8930             | 東京都千代田区霞ヶ関1-4-1                            | TEL:03-3539-9496<br>FAX:03-3502-5676                     |
| 東日本高速道(株)      | 事業統括チーム               | 100-8979             | 東京都千代田区霞ヶ関3-3-2                            | TEL:03-3506-0318<br>FAX:03-3506-0343                     |
| 関東支社           | 管理事業部事業統括チーム          | 110-0014             | 新霞ヶ関ビル<br>東京都台東区北上野1-10-14<br>住友不動産ビル5号館9F | TEL:03-5828-8642<br>内線81-5547                            |
| 成田国際空港(株)      | 安全企画グループ              | 282-8601             | 成田市木の根字神台24                                | TEL:0476-34-5639<br>FAX:0476-30-1577                     |
| 東京地下鉄(株)       | 安全・技術部<br>安全課         | 110-8614             | 東京都台東区東上野3-19-6                            | TEL:03-3837-7147<br>FAX:03-3837-7159                     |
| 東日本電信電話(株)     | 災害対策室                 | 160-0023             | 東京都新宿区西新宿3-19-6                            | TEL:03-5359-4830<br>FAX:03-5333-1245                     |
| 千葉支店           | 災害対策室                 | 261-0023             | 千葉市美浜区中瀬1-6<br>NTT幕張ビル8F                   | TEL:043-211-8652                                         |
| 東京電力(株)        | 防災グループ                | 100-8560             | 東京都千代田区内幸町1-1-3                            | TEL:03-4216-1111<br>FAX:03-4216-2539                     |
| 千葉支店           | 総務グループ                | 260-0015             | 千葉市中央区富士見2-9-5                             | TEL:043-391-4118                                         |
| 東京瓦斯(株)        | 総務グループ                | 105-8527             | 東京都港区海岸1-5-20                              | TEL:03-5400-3894<br>FAX:03-3432-4574                     |
| 千葉支店           | 総務広報部                 | 261-0001             | 千葉市美浜区幸町1-6-8                              | TEL:043-246-7705                                         |
| JRバス関東(株)      | 総務部                   | 151-8522             | 東京都渋谷区代々木2-2-2                             | TEL:03-5334-0860<br>FAX:03-5334-0865                     |
| 京成バス(株)        | 業務課                   | 131-8555             | 東京都墨田区押上1-10-3                             | TEL:03-3621-2415<br>FAX:03-3621-2431                     |
| 佐川急便(株)        | 労務運行管理部               | 601-8104             | 京都市南区上鳥羽角田町68                              | TEL:075-691-5400<br>FAX:075-681-2439                     |
| 西濃運輸(株)        | 営業企画管理室               | 503-8501             | 岐阜県大垣市田口町1                                 | TEL:0584-82-5025<br>FAX:0584-82-5041                     |
| 日本通運(株)        | 作業管理部広域自動車運送専任<br>総務課 | 105-8322<br>260-0834 | 東京都港区東新橋1-9-4<br>千葉市中央区今井1-14-22           | TEL:03-6251-1430<br>FAX:03-6251-6676<br>TEL:043-226-7600 |
| 福山通運(株)        | 社長室CSR推進室             | 135-0044             | 東京都江東区越中島3-6-15                            | TEL:03-3643-0292<br>FAX:03-3643-3730                     |
| ヤマト運輸(株)       | 社会貢献部                 | 104-0061             | 東京都中央区銀座2-16-10                            | TEL:03-3541-3411<br>FAX:03-3542-3887                     |
| (株)日本航空イナタショナル | 経営企画室                 | 140-8605             | 東京都品川区東品川2-4-11                            | TEL:03-5769-6032<br>FAX:03-5769-6482                     |
| 成田総務部          | 成田総務部                 | 282-0004             | 成田市古込1-1                                   | TEL:0476-34-3511                                         |
| 全日本空輸(株)       | 千葉営業支店                | 260-0028             | 千葉市中央区新町1000<br>センシティビル14F                 | TEL:043-238-9530<br>FAX:043-238-9543                     |

| 名 称                      | 国民保護<br>担当部署           | 郵便番号                 | 所 在 地                                                     | 電話・FAX番号                                                 |
|--------------------------|------------------------|----------------------|-----------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| 東日本旅客鉄道(株)               | 危機管理室                  | 151-8578             | 東京都渋谷区代々木2-2-2                                            | TEL:03-5334-1311<br>FAX:03-5334-1358                     |
| 千葉支店                     | 庶務グループ<br>総務部(安全)      | 260-0031             | 千葉市中央区新千葉1-3-24                                           | TEL:043-222-1001<br>TEL:043-225-9136                     |
| 京成鉄道(株)                  | 計画管理部                  | 131-8555             | 東京都墨田区押上1-10-3                                            | TEL:03-3621-2322<br>FAX:03-3621-2550                     |
| 東武鉄道(株)                  | 安全推進部                  | 131-8522             | 東京都墨田区押上1-1-2                                             | TEL:03-3621-5192<br>FAX:03-3621-5193                     |
| NTTコミュニケーションズ(株)         | ネットワーク事業部<br>統合ネットワーク部 | 100-8019             | 東京都千代田区内幸町2-1-1<br>飯野ビル2F                                 | TEL:03-5202-9909<br>FAX:03-5501-3014                     |
| KDDI(株)                  | 運用管理部<br>統括グループ        | 102-8461             | 東京都新宿区西新宿2-3-2<br>KDDIビル                                  | TEL:03-3347-5299<br>FAX:03-3347-6243                     |
| ソフトバンクテレコム(株)            | 総務部                    | 105-7316             | 東京都港区東新橋1-9-1<br>東京汐留ビルディング                               | TEL:03-6888-8000<br>FAX:03-3572-5540                     |
| (株)NTTドコモ<br>千葉支店        | 災害対策室<br>企画総務部         | 100-6150<br>260-0028 | 東京都千代田区永田町2-11-1<br>山王ビル35F<br>千葉市中央区新町1000<br>センシティワ-16F | TEL:03-5156-1729<br>FAX:03-5156-0265<br>TEL:043-301-0335 |
| ソフトバンクモバイル(株)            | コーポレートセキュリティ室          | 105-7317             | 東京都港区東新橋1-9-1<br>東京汐留ビルディング                               | TEL:03-6889-6304<br>FAX:03-6889-6603                     |
| (株)テレビ朝日                 | 報道企画部                  | 106-8001             | 東京都港区六本木6-9-1                                             | TEL:03-6406-1305<br>FAX:03-3405-3417                     |
| (株)テレビ東京                 | 報道局                    | 105-8012             | 東京都港区虎ノ門4-3-12                                            | TEL:03-5473-3192<br>FAX:03-5473-3490                     |
| (株)東京放送                  | 総務部                    | 107-8006             | 東京都港区赤坂5-3-6                                              | TEL:03-5571-2213<br>FAX:03-5571-2012                     |
| (株)フジテレビジョン              | 報道局                    | 137-8088             | 東京都港区台場2-4-8                                              | TEL:03-5500-8360<br>FAX:03-5500-8770                     |
| 日本テレビ放送網(株)              | 報道局ニュース制作部             | 105-7444             | 東京都港区東新橋1-6-1                                             | TEL:03-6215-1382<br>FAX:03-6215-3563                     |
| (株)TBSラジオ・アクト・コミュニケーションズ | 経営企画室                  | 107-8001             | 東京都港区赤坂5-3-6                                              | TEL:03-5571-2709<br>FAX:03-5571-2975                     |
| (株)日経ラジオ社                | 編成センター                 | 107-8373             | 東京都港区赤坂1-9-15                                             | TEL:03-3368-3550<br>FAX:03-3583-1302                     |
| (株)ニッポン放送                | 編成局報道部                 | 100-8439             | 東京都千代田区有楽町1-9-3                                           | TEL:03-3287-7622<br>FAX:03-3287-7696                     |
| (株)文化放送                  | 編成局報道制作部               | 160-0011             | 東京都新宿区若葉1-5                                               | TEL:03-5860-1075<br>FAX:03-5403-1107                     |

( 9 ) 指定地方公共機関

| 名 称<br>(指定年月日)           | 国民保護<br>担当部署           | 郵便番号     | 所 在 地         | 電話・FAX・E-MAIL                                                              |
|--------------------------|------------------------|----------|---------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 京葉瓦斯(株)<br>(平成17年5月27日)  | 総務人事部<br>総務グループ        | 272-8580 | 市川市市川南2-8-8   | TEL:047-325-4111<br>FAX:047-324-6036<br>お客様コールセンター(松戸)<br>TEL:047-361-0211 |
| 大多喜ガス(株)<br>(平成17年5月27日) | 総務部<br>総務課             | 297-8567 | 茂原市茂原661      | TEL:0475-24-0010<br>FAX:0475-22-2785<br>E-MAIL:info@otakigas.co.jp         |
| 千葉ガス(株)<br>(平成17年5月27日)  | 企画総務部<br>人事・総務<br>グループ | 285-0014 | 佐倉市栄町21-1     | TEL:043-483-1172<br>FAX:043-483-1183<br>E-MAIL:morinaka@chiba-gas.co.jp    |
| 房州瓦斯(株)<br>(平成17年5月27日)  | 総務部                    | 294-0036 | 館山市館山1365     | TEL:0470-22-2251<br>FAX:0470-23-3005                                       |
| 京和ガス(株)<br>(平成17年5月27日)  | 総務部<br>総務課             | 270-0111 | 流山市江戸川台東1-254 | TEL:04-7155-1500<br>FAX:04-7155-1505<br>E-MAIL:narimatsu@keiwagas.co.jp    |

| 名 称<br>(指定年月日)                    | 国民保護<br>担当部署         | 郵便番号     | 所 在 地                         | 電話・FAX・E-MAIL                                                                                                 |
|-----------------------------------|----------------------|----------|-------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 銚子瓦斯(株)<br>(平成17年5月27日)           | 銚子営業所<br>業務チーム       | 288-0068 | 銚子市内浜町1603                    | TEL:0479-22-2420<br>FAX:0479-24-3269<br>E-MAIL:choshi@choshi_tobugas.co.jp                                    |
| 野田ガス(株)<br>(平成17年5月27日)           | 総務部                  | 278-0005 | 野田市宮崎36                       | TEL:04-7125-0101<br>FAX:04-7125-3343<br>E-MAIL:nodagas4@siren.ocn.ne.jp                                       |
| 角栄ガス(株)<br>(平成17年5月27日)           | 企画管理部                | 151-0062 | 東京都渋谷区元代々木町<br>33-8           | TEL:03-3481-2071<br>FAX:03-3481-2074<br>E-MAIL:sekine@kakuei-gas.co.jp                                        |
| 東日本ガス(株)<br>(平成17年5月27日)          | 供給部<br>供給課           | 270-1138 | 我孫子市下ヶ戸608                    | TEL:04-7182-4175<br>FAX:04-7182-7620<br>E-MAIL:t-watanabe@hngas.co.jp                                         |
| 総武ガス(株)<br>(平成17年5月27日)           | 業務課                  | 289-2504 | 旭市二の5941                      | TEL:0479-63-1000<br>FAX:0479-63-2135                                                                          |
| (社)千葉県<br>エルピーガス協会<br>(平成17年7月5日) | 総務部                  | 260-0024 | 千葉市中央区中央港1-13-1<br>千葉県ガス石油会館内 | TEL:043-246-1725<br>FAX:043-243-6781<br>E-MAIL:chibalpg@chibalpg.or.jp                                        |
| 日本瓦斯(株)<br>(平成17年7月18日)           | ガス事業管理<br>部<br>都市ガス課 | 104-8540 | 東京都中央区八丁堀3-5-2                | TEL:03-3553-1287<br>FAX:03-3553-1835                                                                          |
| 新京成電鉄(株)<br>(平成17年5月27日)          | 鉄道本部<br>鉄道管理課        | 273-0192 | 鎌ヶ谷市くぬぎ山4-1-12                | TEL:047-389-9900<br>FAX:047-389-9909<br>E-MAIL:kanrika@shinkeisei.jp                                          |
| 小湊鉄道(株)<br>(平成17年5月27日)           | 鉄道部<br>運輸部           | 290-0054 | 市原市五井中央東1-1-2                 | TEL:0436-21-6771<br>FAX:0436-22-7650                                                                          |
| 北総鉄道(株)<br>(平成17年5月27日)           | 企画室                  | 273-0121 | 鎌ヶ谷市初富928                     | TEL:047-445-1902<br>FAX:047-443-5404<br>E-MAIL:kikaku@hokuso-railway.co.jp                                    |
| 総武流山電鉄(株)<br>(平成17年5月27日)         | 運輸部<br>技術部           | 270-0164 | 流山市流山1-264                    | TEL:04-7158-0117<br>FAX:04-7158-2274                                                                          |
| 銚子電気鉄道(株)<br>(平成17年5月27日)         | 鉄道部                  | 288-0056 | 銚子市新生町2-297                   | TEL:0479-22-0316<br>FAX:0479-25-2865<br>E-MAIL:kougo@choshi-dentetsu.jp                                       |
| いすみ鉄道(株)<br>(平成17年5月27日)          | 総務課                  | 298-0216 | 夷隅郡大多喜町大多喜264                 | TEL:0470-82-2161<br>FAX:0470-82-2249<br>E-MAIL:mail@isumirail.co.jp                                           |
| 東葉高速鉄道(株)<br>(平成17年5月27日)         | 総務部<br>総務課           | 276-0049 | 八千代市緑が丘1-1120-3               | TEL:047-458-0014<br>FAX:047-458-0044<br>E-MAIL:somu@toyokosoku.co.jp                                          |
| 千葉都市<br>モノレール(株)<br>(平成17年5月27日)  | 運輸部<br>業務課           | 263-0012 | 千葉市稲毛区荻台町199-1                | TEL:043-287-8215<br>FAX:043-252-7244<br>E-MAIL:gyomu_1@chiba-monorail.co.jp<br>24時間対応<br>運転課 TEL:043-287-8210 |
| 京葉臨海鉄道(株)<br>(平成17年5月27日)         | 管理部<br>総務グループ        | 260-0031 | 千葉市中央区新千葉1-1-1                | TEL:043-224-2821<br>FAX:043-224-2466<br>E-MAIL:somu@rintetu.co.jp                                             |
| 芝山鉄道(株)<br>(平成17年12月20日)          | 総務課                  | 289-1601 | 山武郡芝山町香山新田148-1               | TEL:0479-78-1141<br>FAX:0476-32-2676<br>E-MAIL:sr1@sibatetu.co.jp                                             |
| 首都圏新都市鉄道(株)<br>(平成17年12月20日)      | 鉄道事業本部<br>管理課        | 111-0056 | 東京都台東区小島2-21-18               | TEL:03-3839-7352<br>FAX:03-3839-7368                                                                          |

| 名 称<br>(指定年月日)                   | 国民保護<br>担当部署 | 郵便番号     | 所 在 地                         | 電話・FAX・E-MAIL                                                                 |
|----------------------------------|--------------|----------|-------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| (社)千葉県<br>トラック協会<br>(平成17年5月27日) | 交付金事業部       | 261-0002 | 千葉市美浜区新港212-10                | TEL:043-247-1131<br>FAX:043-246-7372<br>E-MAIL:info@cta.or.jp                 |
| (社)千葉県バス協会<br>(平成17年5月27日)       | 事務局          | 261-0004 | 千葉市美浜区新港212-2                 | TEL:043-246-8151<br>FAX:043-241-0548                                          |
| (社)千葉県医師会<br>(平成17年5月27日)        | 総務部          | 260-0026 | 千葉市中央区千葉港7-1                  | TEL:043-242-4271<br>FAX:043-246-3142<br>E-MAIL:webmaster@chiba.med.or.jp      |
| (社)千葉県歯科医師会<br>(平成17年5月27日)      | 事務局          | 261-0002 | 千葉市美浜区新港32-17                 | TEL:043-241-6471<br>FAX:043-248-2977<br>E-MAIL:chinet@cc.rim.or.jp            |
| (社)千葉県薬剤師会<br>(平成17年5月27日)       | 事務局          | 260-0026 | 千葉市中央区千葉港7-1                  | TEL:043-242-3801<br>FAX:043-248-0646                                          |
| (社)千葉県看護協会<br>(平成17年7月5日)        | 事務局          | 261-0002 | 千葉市美浜区新港249-4                 | TEL:043-245-1744<br>FAX:043-248-7246<br>E-MAIL:cna4@lily.ocn.ne.jp            |
| 千葉テレビ放送(株)<br>(平成18年3月7日)        | 報道政策局<br>報道部 | 260-0001 | 千葉市中央区都町1-1-125               | TEL:043-233-6681<br>FAX:043-231-4999                                          |
| (株)ペイエフエム<br>(平成17年5月27日)        | 総務部          | 261-7127 | 千葉市美浜区中瀬2-6<br>WBG7リブ'ウエスト27F | TEL:043-351-7878<br>FAX:043-351-7829                                          |
| 千葉県道路公社<br>(平成17年5月27日)          | 総務部<br>総務課   | 260-0013 | 千葉市中央区中央4-13-28               | TEL:043-227-9331<br>FAX:043-227-6360<br>E-MAIL:soumu2@chiba-dourokousha.or.jp |

## 8 省令、要領等

1 武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令

(平成17年3月28日総務省令第44号)

最終改正：平成18年3月31日総務省令第50号

### (安否情報の収集方法)

第1条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「法」という。)第94条第1項及び第2項(法第183条において準用する場合を含む。)の規定による安否情報の収集は、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については様式第2号を用いて行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

### (安否情報の報告方法)

第2条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成16年政令第275号。以下「令」という。)第25条第2項(令第52条において準用する場合を含む。)の総務省令で定める方法は、法第94条第1項及び第2項(法第183条において準用する場合を含む。)に規定する安否情報を様式第3号により記載した書面(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。)の送付とする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

### (安否情報の照会方法)

第3条 法第95条第1項(法第183条において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定による安否情報の照会は、令第26条第1項(令第52条において準用する場合を含む。)に規定する事項を様式第4号により記載した書面を総務大臣又は地方公共団体の長に提出することにより行うものとする。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合、安否情報について照会をしようとする者が遠隔の地に居住している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

- 2 法第95条第1項(法第183条において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定により安否情報の照会をする者は、前項により提出した書面に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の4第1項に規定する住民基本台帳カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するに足りるものを提示し、又は提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、当該書類を提示し、若しくは提出することができない場合又は前項ただし書きの場合にあっては、当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するために総務大臣又は地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。
- 3 前項ただし書の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長が安否情報を照会する者が本人であることを確認するために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

### (安否情報の回答方法)

第4条 法第95条第1項の規定による安否情報の回答は、安否情報の照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別その他必要な事項を様式第5号により記載した書面を交付することにより行うものとする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

### (安否情報の提供)

第5条 総務大臣は、全ての都道府県知事又は市町村(特別区を含む。以下同じ。)の長が法第95条第1項の規定に基づく安否情報の回答を行うことができるようにするため、法第94条第2項の規定により報告を受けた安否情報のうち当該回答に必要な情報を、都道府県知事及び市町村の長に

対し、書面により提供することとする。

附 則

（施行期日）

第1条 この省令は、平成17年4月1日から施行する。

（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第2条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）の一部を次のように改正する。

別表電気通信事業紛争処理委員会令（平成13年政令第362号）の項の次に次のように加える。

|                                                 |          |
|-------------------------------------------------|----------|
| 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号） | 第二十五条第二項 |
|-------------------------------------------------|----------|

別表独立行政法人情報通信研究機構の業務（通信・放送開発金融関連業務を除く。）に係る財務及び会計に関する省令（平成十六年総務省令第六十九号）の項の次に次のように加える。

|                                                                      |          |
|----------------------------------------------------------------------|----------|
| 武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成十七年総務省令第四十四号） | 第二条及び第三条 |
|----------------------------------------------------------------------|----------|

附 則 （平成18年3月31日総務省令第50号）

（施行期日）

第1条 この省令は、平成18年4月1日から施行する。ただし、本則に1条を加える改正規定及び附則第2条の別表の改正規定のうち第5条に係る部分については、平成19年4月1日から施行する。

（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第2条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）の一部を次のように改正する。

別表武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号）の項を次のように改める。

|                                                                           |              |
|---------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成十七年総務省令第四十四号） | 第三条、第四条及び第五条 |
|---------------------------------------------------------------------------|--------------|

様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（      年      月      日      時      分）

|                                                                           |                                      |
|---------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 氏名                                                                        |                                      |
| フリガナ                                                                      |                                      |
| 出生の年月日                                                                    | 年      月      日                      |
| 男女の別                                                                      | 男                      女             |
| 住所（郵便番号を含む。）                                                              |                                      |
| 国籍                                                                        | 日 本      その他（                      ） |
| その他個人を識別するための情報                                                           |                                      |
| 負傷（疾病）の該当                                                                 | 負 傷                      非該当         |
| 負傷又は疾病の状況                                                                 |                                      |
| 現在の居所                                                                     |                                      |
| 連絡先その他必要情報                                                                |                                      |
| 親族・同居者からの照会があれば、<br>～ を回答する予定ですが、回答を希望<br>しない場合は、○で囲んで下さい。                | 回答を希望しない                             |
| 知人からの照会があれば                      を回答<br>する予定ですが、回答を希望しない場合<br>は、○で囲んで下さい。 | 回答を希望しない                             |
| ～ を親族・同居者・知人以外の者<br>からの照会に対する回答又は公表するこ<br>とについて、同意するかどうか○で囲ん<br>で下さい。     | 同意する<br><br>同意しない                    |
| 備考                                                                        |                                      |

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記 ～ の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分 ）

|                                     |                   |
|-------------------------------------|-------------------|
| 氏名                                  |                   |
| フリガナ                                |                   |
| 出生の年月日                              | 年 月 日             |
| 男女の別                                | 男 女               |
| 住所（郵便番号を含む。）                        |                   |
| 国籍                                  | 日 本 その他（ ）        |
| その他個人を識別するための情報                     |                   |
| 死亡の日時、場所及び状況                        |                   |
| 遺体が安置されている場所                        |                   |
| 連絡先その他必要情報                          |                   |
| ～ を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対して回答することへの同意 | 同意する<br><br>同意しない |
| 備考                                  |                   |

- （注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。
- （注2）親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。
- （注3）「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- （注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

|         |  |     |  |
|---------|--|-----|--|
| の同意回答者名 |  | 連絡先 |  |
| 同意回答者住所 |  | 続 柄 |  |

- （注5）の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

市町村名: \_\_\_\_\_ 担当者名: \_\_\_\_\_

[illegible]

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2 「 出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。  
3 「 国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。  
4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「 負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「 現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。  
5 ～ の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

様式第4号（第3条関係）

安 否 情 報 照 会 書

総務大臣  
(都道府県知事) 殿  
(市町村長)

年

月

日

申請者  
住所(居所)  
氏名

下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第9条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。

|                                                       |                                                                                 |                               |
|-------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| <div>照会をする理由<br/>(○を付けて下さい。<br/>の場合、理由を記入願います。)</div> | <div>被照会者の親族又は同居者であるため。<br/>被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため。<br/>その他<br/>( )</div> |                               |
| <div>備考</div>                                         |                                                                                 |                               |
| <div>被照会者を特定するために必要な事項</div>                          | <div>氏名</div>                                                                   |                               |
|                                                       | <div>フリガナ</div>                                                                 |                               |
|                                                       | <div>出生の年月日</div>                                                               |                               |
|                                                       | <div>男女の別</div>                                                                 |                               |
|                                                       | <div>住所</div>                                                                   |                               |
|                                                       | <div>国籍<br/>(日本国籍を有しない者に限る。)</div>                                              | <div>日本          その他( )</div> |
|                                                       | <div>その他個人を識別するための情報</div>                                                      |                               |
| <div>申請者の確認</div>                                     |                                                                                 |                               |
| <div>備考</div>                                         |                                                                                 |                               |

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A 4とします。
- 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
- 4 印の欄には記入しないで下さい。

様式第5号（第4条関係）

安 否 情 報 回 答 書

|                                               |                                                           |
|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| 年      月      日<br>殿                          |                                                           |
| 総務大臣<br>（都道府県知事）<br>（市町村長）                    |                                                           |
| 年      月      日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。 |                                                           |
| 避難住民に該当するか否かの別                                |                                                           |
| 武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別                |                                                           |
| 被<br>照<br>会<br>者                              | 氏                      名                                  |
|                                               | フ      リ      ガ      ナ                                    |
|                                               | 出   生   の   年   月   日                                     |
|                                               | 男      女      の      別                                    |
|                                               | 住                      所                                  |
|                                               | 国                      籍<br>（日本国籍を有しない者に限る。）              |
|                                               | 日      本                      その他（                      ） |
|                                               | そ の 他 個 人 を 識 別<br>す る た め の 情 報                          |
|                                               | 現   在   の   居   所                                         |
| 負 傷 又 は 疾 病 の 状 況                             |                                                           |
| 連 絡 先 そ の 他 必 要 情 報                           |                                                           |

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格A 4 とすること。
  - 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
  - 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
  - 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
  - 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

## 2. 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準

厚生労働省告示第三百四十三号（平成十六年九月十七日）

最終改正：厚生労働省告示第二百八十三号（平成十八年三月三十一日）

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）第十条第一項の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準を次のとおり定め、平成十六年九月十七日から適用する。

### 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準

#### （救援の程度及び方法）

第一条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号。以下「令」という。）第十条第一項（令第五十二条において準用する場合を含む。）の規定による救援の程度及び方法の基準は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号。以下「法」という。）第七十五条第一項各号及び第九条各号に掲げる救援の種類ごとに、次条から第十三条までに定めるところによる。

2 前項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、厚生労働大臣が特別の基準（次項において「特別基準」という。）を定める。

3 救援を実施する都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、その長）は、第一項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、厚生労働大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出ることができる。

#### （収容施設の供与）

第二条 法第七十五条第一項第一号の収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

##### 一 避難所

イ 避難住民（法第五十二条第三項に規定する避難住民をいう。）又は武力攻撃災害（法第二条第四項に規定する武力攻撃災害をいう。以下同じ。）により現に被害を受け、若しくは受けるおそれのある者（以下「避難住民等」という。）を収容するものであること。

ロ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施すること。

ハ 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費は、一人一日当たり三百円（冬季（十月から三月までの期間をいう。以下同じ。）については、別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。ただし、福利避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する避難所をいう。）を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること。

ニ 収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を設置し、これに収容することができることとし、一戸当たりの規模及び避難住民等の収容のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

（１）一戸当たりの規模は、二十九・七平方メートルを基準とし、その設置のための費用は二百三十四万二千元以内とすること。

（２）長期避難住宅の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費並びに光熱水費は、一人一日当たり三百円（冬季については、別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。

ホ 長期避難住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、一施設当たりの規模及びその設置のため支出できる費用は、別に定めるところによること。

ヘ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものを収容する施設を長期避難住宅として設置できること。

ト 長期避難住宅の設置に代えて、賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げを実施し、これらに収容することができること。

チ 法第八十九条第三項の規定により準用される建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十五条第一項本文、第三項及び第四項並びに景観法（平成十六年法律第百十号）第七十七条第一項、第三項及び第四項並びに法第百三十一条の規定により準用される特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条及び第七条の規定は、長期避難住宅について適用があるものとする。

## 二 応急仮設住宅

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものを収容するものであること。

ロ 一戸当たりの規模は、二十九・七平方メートルを標準とし、その設置のための費用は、二百三十四万二千元以内とすること。

ハ 前号ホからチまでの規定は、応急仮設住宅について準用する。

(炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給)

第三条 法第七十五条第一項第二号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めることにより行うこととする。

一 炊き出しその他による食品の給与

イ 避難所(長期避難住宅を含む。以下同じ。)に収容された者、武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者及び避難の指示(法第五十四条第二項に規定する避難の指示をいう。以下同じ。)に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要がある者に対して行うものであること。

ロ 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費をして一人一日当たり千十円以内とすること。

二 飲料水の供給

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により現に飲料水を得ることができない者に対して行うものであること。

ロ 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とすること。

(被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与)

第四条 法第七十五条第一項第三号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与(以下「生活必需品の給与等」という。)は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。

二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ 被服、寝具及び身の回り品

ロ 日用品

ハ 炊事用具及び食器

ニ 光熱材料

三 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次に掲げる額の範囲内とすること。この場合においては、季別は、夏季(四月から九月までの期間をいう。以下同じ。)及び冬季とし、生活必需品の給与等を行う日をもって決定すること。

| 季別 | 一人世帯<br>の額 | 二人世帯<br>の額 | 三人世帯<br>の額 | 四人世帯<br>の額 | 五人世帯<br>の額 | 世帯員数が六人以上一人<br>を増すごとに加算する額 |
|----|------------|------------|------------|------------|------------|----------------------------|
|----|------------|------------|------------|------------|------------|----------------------------|

|    |         |         |         |       |         |       |
|----|---------|---------|---------|-------|---------|-------|
| 夏季 | 一万七千二百円 | 二万二千百円  | 三万二千六百円 | 三万九千円 | 四万九千五百円 | 七千二百円 |
| 冬季 | 二万八千四百円 | 三万六千七百円 | 五万二千二百円 | 六万百円  | 七万五千四百円 | 一万三百円 |

四 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

（医療の提供及び助産）

第五条 法第七十五条第一項第四号の医療の提供及び助産は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 医療の提供

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること。

ロ 救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院若しくは診療所又は施術所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）又は柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）がその業務を行う場所をいう。以下同じ。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができること。

ハ 次の範囲内において行うこと。

（１）診療

（２）薬剤又は治療材料の支給

（３）処置、手術その他の治療及び施術

（４）病院又は診療所への収容

（５）看護

二 医療の提供のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術所による場合は協定料金の額以内とすること。

二 助産

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産の途を失った者に対して行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

（１）分べんの介助

（２）分べん前及び分べん後の処置

（３）脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ハ 助産のため支給できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費

とし、助産師による場合は慣行料金の百分の八十以内の額とすること。

（被災者の搜索及び救出）

第六条 法第七十五条第一項第五号の被災者の搜索及び救出は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を搜索し、又は救出するものであること。
- 二 被災者の搜索及び救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

（埋葬及び火葬）

第七条 法第七十五条第一項第六号の埋葬及び火葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものであること。
- 二 原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。
  - イ 棺（附属品を含む。）
  - ロ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）
  - ハ 骨つぼ及び骨箱
- 三 埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人十九万九千円以内、小人十五万九千二百円以内とすること。

（電話その他の通信設備の提供）

第八条 法第七十五条第一項第七号の電話その他の通信設備の提供は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者に対して行うものであること。
- 二 電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を第二条第一号に規定する避難所に設置し、これらの設備を避難住民等に利用させることにより行うものであること。
- 三 電話その他の通信設備の提供のため支出できる費用は、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費、必要な通信設備の設置費及び通信費として当該地域における通常の実費とすること。

（武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理）

第九条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第一号の武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれになくなった後、武力攻撃災害により住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者に対して行うものであること。
- 二 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり五十万円以内とすること。

（学用品の給与）

第十条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第二号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（盲学校、聾学校及び養護学校（以下「特殊教育諸学校」という。）の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特殊教育諸学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特殊教育諸学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものであること。
- 二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ 教科書

ロ 文房具

ハ 通学用品

- 三 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とすること。

イ 教科書代

（１）小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）第二条第一項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

（２）高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費

ロ 文房具費及び通学用品費

（１）小学校児童 一人当たり 四千百円

（２）中学校生徒 一人当たり 四千四百円

（３）高等学校等生徒 一人当たり 四千八百円

- 四 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

（死体の搜索及び処理）

第十一条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第三号の死体の搜索及び処理は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 死体の搜索

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行うものであること。

ロ 死体の搜索のため支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

二 死体の処理

イ 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

（１）死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

（２）死体の一時保存

（３）検案

ハ 検案は、原則として救護班において行うこと。

二 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

（１）死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、一体当たり三千三百円以内とすること。

（２）死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は一体当たり五千円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること。

（３）救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とすること。

（武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去）

第十二条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第四号の武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。

- 二 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、一世帯当たり十三万七千円以内とすること。

（救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費）

第十三条 法第七十五条第一項各号に掲げる救援を実施するに当たり必要な場合は、救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

- 一 救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。

- イ 飲料水の供給
- ロ 医療の提供及び助産
- ハ 被災者の捜索及び救出
- ニ 死体の捜索及び処理
- ホ 救済用物資の整理配分

- 二 救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。

### 3．火災・災害等即報要領

#### 第1 総則

##### 1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第22条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

（参考）

消防組織法第22条

消防庁長官は、都道府県及び市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

##### 2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成6年4月21日付消防災第100号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防災第246号）」、「救急事故等報告要領（昭和57年12月28日付消防救第53号）」の定めるところによる。

##### 3 報告手続

(1) 「第2 即報基準」に該当する火災又は事故（（1）において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合をいう。（1）及び（5）において同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

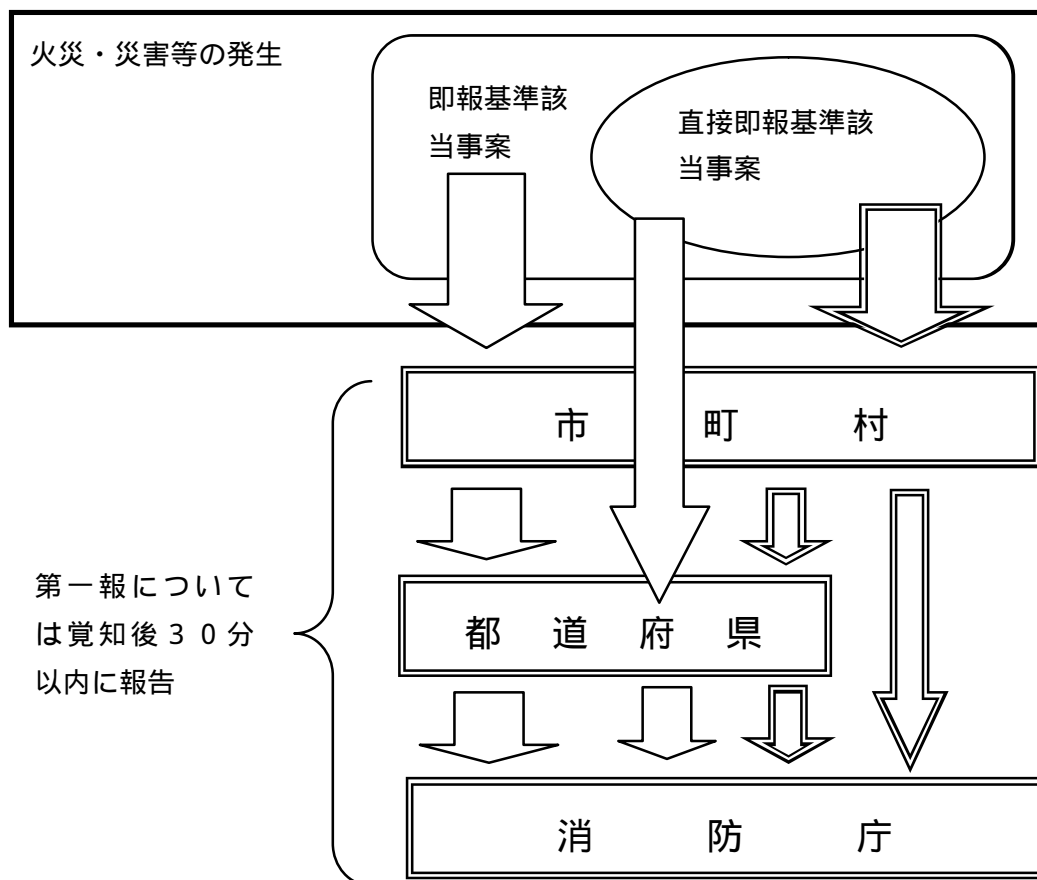
(2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合には、当該災害が発生した地域の属する市町村は、災害に関する即報を都道府県に報告するものとする。

(3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報を消防庁に報告を行うものとする。

(4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害が発生した場合には、市町村は、

第一報を都道府県に加え、消防庁に対しても、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行うものとする。

- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したとき、原則として、覚知後30分以内に可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を報告するものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したものの中から逐次報告するものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。



#### 4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告するものとする。また、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、様式によることができない場合には、この限りではない。また、電話による報告も認められるものとする。

##### (1) 様式

###### ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（爆発を除く。）については、第1号様式、特定の事故については、第2号様式により報告すること。

###### イ 救急・救助事故等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急処理事態を対象とする。

なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故については省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

###### ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア火災等即報、イ救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防長官から特に求められたものについては、この限りではない。

##### (2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を利用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星車載局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

###### ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

###### イ 被害地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

###### ウ 報道機関に取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

###### エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

#### 5 報告に際しての留意事項

- (1) 「第2 即報基準」及び「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告するものとする。

- (2) 市町村又は都道府県は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。
- (3) 各都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等と密接な連絡を保つものとする。
- (4) 市町村が都道府県に報告できない場合にあっては、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告するものとする。
- (5) (1)から(4)までにかかわらず、地震等により、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を市町村は直ちに消防庁及び都道府県に対し報告するものとする。

## 第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

### 1 火災等即報

#### (1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- 1) 死者が3人以上生じたもの
- 2) 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

#### (2) 個別基準

次の火災及び事故については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

#### ア 火災

##### ア) 建物火災

- 1) 特定防火対象物で死者の発生した火災
- 2) 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- 3) 大使館・領事館、国指定重要文化財又は特定違反対象物の火災
- 4) 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- 5) 損害額1億円以上と推定される火災

##### イ) 林野火災

- 1) 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- 2) 空中消火を要請したもの
- 3) 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの

ウ) 交通機関の火災

船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの

- 1) 航空機火災
- 2) タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災
- 3) トンネル内車両火災
- 4) 列車火災

エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの

(例示)

・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

- 1) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

・危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

- 2) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの
- 3) 特定事業所内の火災(1)以外のもの。)

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等(以下「危険物等」という。)を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるものの(イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。)

- 1) 死者(交通事故によるものを除く。)又は行方不明者が発生したもの
- 2) 負傷者が5名以上発生したもの
- 3) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
- 4) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
- 5) 海上、河川への危険物流出事故
- 6) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

- 1) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの
- 2) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
- 3) 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第10条の規定により、原

子力事業者からの基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの

- 4) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- 1) 死者5人以上の救急事故
- 2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- 3) 要救助者が5人以上の救助事故
- 4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故
- 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故

（例示）

- ・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・バスの転落による救急・救助事故
- ・バスハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

3 武力攻撃災害即報

次の災害等（該当するおそれがある場合を含む。）についても、上記2と同様式を用いて報告すること

- 1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により、直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- 2) 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第25条第1項に規定する緊急対処事態、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

#### 4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

##### (1) 一般基準

- 1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- 2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- 3) 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

##### (2) 個別基準

###### ア 地震

地震が発生し、当該都道府県又は市町村の区域内で震度4以上を記録したもの

###### イ 津波

津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの

###### ウ 風水害

- 1) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 河川の溢水、破堤又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

###### エ 雪害

- 1) 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの

###### オ 火山災害

- 1) 臨時火山情報が発表され、登山規制又は通行規制等を行ったもの
- 2) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

##### (3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

#### 第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告するものとする。

##### 1 火災等即報

###### ア 交通機関の火災

第2の1の(2)のアのウ)に同じ。

###### イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイ1)、2)に同じ。

###### ウ 危険物等に係る事故（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く）

く。)

- 1) 第2の1の(2)のウ1)、2)に同じ。
- 2) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
- 3) 危険物を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの  
海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの  
500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
- 4) 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の非難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
- 5) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

エ 原子力災害等

第2の1の(2)のエに同じ。

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- 1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- 2) バスの転落等による救急・救助事故
- 3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- 4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害即報

第2の3の1)、2)に同じ。

4 災害即報

地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの(被害の有無を問わない。)

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領(「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」)の定めるところによる。

< 火災等即報 >

1 第1号様式(火災)

(1) 火災種別

火災の種別は、「建物火災」「林野火災」「車両火災」「船舶火災」「航空機火災」及び「その他の火災」とし、欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること(消防機関等による応援活動の状況を含む。 )。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

1) 死者3人以上生じた火災

ア 死者を生じた建物等(建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。)の概要

ア) 建物等の用途、構造及び環境

イ) 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

イ 火災の状況

ア) 発見及び通報の状況

イ) 避難の状況

2) 建物火災で個別基準の5)又は6)に該当する火災

ア) 発見及び通報の状況

イ) 延焼拡大の理由

ア 消防事情 イ 都市構成 ウ 気象条件 エ その他

ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

エ) リ災者の避難保護の状況

オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況(他の地方公共団体の応援活動を含む。 )

3) 林野火災

ア) 火災概況(火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等)

必要に応じて図面を添付する。

イ) 林野の植生

- ウ) 自衛隊の派遣要請、出勤状況
- エ) 空中消火の実施状況(出勤要請日時、消火活動日時、機種(所属)、機数等)
- 4) 交通機関の火災
  - ア) 車両、船舶、航空機等の概要
  - イ) 焼損状況、焼損程度

## 2 第2号様式(特定の事故)

### (1) 事故名(表頭)及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

### (2) 事業所名

「事業署名」は、「○○(株)○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること

### (3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号。以下この項で「法」という。)第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

### (4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

### (5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法(昭和23年法律第186号)で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

### (6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

### (7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒をもって\* \*製品を作る 製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分(製造所等の別)についても記入すること。

### (8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

### (9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の

応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

・自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

<救急・救助事故等即報>

3 第3号様式(救急・救助事故等)

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「負傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数(見込)

救助する必要がある者(行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。)で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等(応援出動したものを含む。)について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

(例)

- ・都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・避難の勧告・指示の状況
- ・避難所の設置状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

< 災害即報 >

4 第4号様式

1) 第4号様式—その1 (災害概況即報)

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合(例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合)には、本様式を用いること。

(1) 災害の概況

ア 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名(地域名)及び日時を記入すること。

イ 災害種別概況

- (ア) 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- (イ) 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- (ウ) 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- (エ) 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
- (オ) その他これらに類する災害の概況

(2) 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。

(3) 応急対策の状況

当該災害に対して、災害対策本部、現地対策本部、事故対策本部等を設置した場合にはその設置及び解散の日時を記入するとともに、市町村(消防機関を含む。)及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

(例)

- ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況

- ・避難の勧告・指示の状況
- ・避難所の設置状況
- ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

## 2) 第4号様式—その2（被害状況即報）

### （1）各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

### （2）災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

### （3）災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

### （4）備考欄

備考欄には次の事項を記入すること。

#### ア 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

#### イ 災害の発生日時

被害を生じたに日時又は期間

#### ウ 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

#### エ 応急対策の状況

市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

### （例）

- ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・避難の勧告・指示の状況
- ・避難所の設置状況
- ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
  - ・自衛隊の派遣要請、出動状況
  - ・災害ボランティアの活動状況

第1号様式（火災）

|                  |                                                 | 第 報                   |                                                                       |
|------------------|-------------------------------------------------|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------|
|                  |                                                 | 報告日時                  | 年 月 日 時 分                                                             |
|                  |                                                 | 都道府県                  |                                                                       |
|                  |                                                 | 市 町 村<br>(消防本部名)      |                                                                       |
| 消防庁受信者氏名         |                                                 | 報告者名                  |                                                                       |
| 爆発を除く。           |                                                 |                       |                                                                       |
| 火災種別             | 1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他                 |                       |                                                                       |
| 出火場所             |                                                 |                       |                                                                       |
| 出火日時<br>(覚知日時)   |                                                 | (鎮圧日時)<br>鎮火日時        | ( 月 日 時 分 )<br>月 日 時 分                                                |
| 火元の業態・<br>用途     |                                                 | 事業所名<br>(代表者氏名)       |                                                                       |
| 出火箇所             |                                                 | 出火原因                  |                                                                       |
| 死傷者              | 死者(性別・年齢) 人<br><br>負傷者 重症 人<br>中等症 人<br>軽症 人    | 死者の生じた<br>理由          |                                                                       |
| 建物の概要            | 構造<br>階層                                        | 建築面積<br>延べ面積          |                                                                       |
| 焼損程度             | 焼損棟数<br>全半<br>部分焼<br>ばや<br>棟棟<br>棟棟<br>棟棟 } 計 棟 | 焼損面積                  | 建物焼損床面積<br>建物焼損床面積<br>林野焼損面積<br>m <sup>2</sup><br>m <sup>2</sup><br>a |
| り災世帯数            |                                                 | 気象状況                  |                                                                       |
| 消防活動状況           | 消防本部(署)<br>消防団<br>その他                           | 台<br>台<br>人<br>人<br>人 |                                                                       |
| 救急・救助<br>活動状況    |                                                 |                       |                                                                       |
| 災害対策本部等<br>の設置状況 |                                                 |                       |                                                                       |
| その他参考事項          |                                                 |                       |                                                                       |

(注)第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項に付いては、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式（特定の事故）

|                             |                                                      | 第 報                                       |           |       |  |
|-----------------------------|------------------------------------------------------|-------------------------------------------|-----------|-------|--|
| 事故名                         | 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故                                | 報告日時                                      | 年 月 日 時 分 |       |  |
|                             | 2 危険物等に係る事故                                          | 都 道 府 県                                   |           |       |  |
|                             | 3 原子力施設等に係る事故                                        | 市 町 村<br>(消防本部名)                          |           |       |  |
|                             | 4 その他特定の事故                                           | 報告者名                                      |           |       |  |
| 消防庁受信者氏名                    |                                                      |                                           |           |       |  |
| 事故種別                        | 1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他( )                             |                                           |           |       |  |
| 発生場所                        |                                                      |                                           |           |       |  |
| 事業所名                        | 特別防災区域                                               | [ レイアウト第一種、第一種、第二種、その他 ]                  |           |       |  |
| 発生日時<br>(覚知日時)              | ( 月 日 時 分 )                                          | 発見日時                                      | 月 日 時 分   |       |  |
|                             |                                                      | 鎮火日時<br>(処理完了)                            | 月 日 時 分   |       |  |
| 消防覚知方法                      | 気 象 状 況                                              |                                           |           |       |  |
| 物質の区分                       | 1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス<br>5 毒劇物 6 RI等 7 その他( ) | 物質名                                       |           |       |  |
| 施設の区分                       | 1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他( )                   |                                           |           |       |  |
| 施設の概要                       | 危険物施設の区分                                             |                                           |           |       |  |
| 事故の概要                       |                                                      |                                           |           |       |  |
| 死 傷 者                       | 死者(性別・年齢) 人                                          | 負傷者等<br>重症 人( 人)<br>中等症 人( 人)<br>軽症 人( 人) |           |       |  |
| 消防防災活動状況<br>及び<br>救急・救助活動状況 | 警戒区域の設定 月 日 時 分<br>使用停止命令 月 日 時 分                    | 出場機関                                      | 出場人員      | 出場資機材 |  |
|                             |                                                      | 事業所                                       | 自衛防災組織    | 人     |  |
|                             |                                                      |                                           | 共同防災組織    | 人     |  |
|                             |                                                      |                                           | その他       | 人     |  |
|                             |                                                      | 消防本部(署)                                   | 台<br>人    |       |  |
|                             |                                                      | 消 防 団                                     | 台<br>人    |       |  |
|                             |                                                      | 海 上 保 安 庁                                 | 人         |       |  |
|                             |                                                      | 自 衛 隊                                     | 人         |       |  |
| その他                         | 人                                                    |                                           |           |       |  |
| 災害対策本部等の設置状況                |                                                      |                                           |           |       |  |
| その他参考事項                     |                                                      |                                           |           |       |  |

(注)第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式（救急・救助事故等）

|          |                  |           |
|----------|------------------|-----------|
| 消防庁受信者氏名 | 第 報              |           |
|          | 報告日時             | 年 月 日 時 分 |
|          | 都道府県             |           |
|          | 市 町 村<br>(消防本部名) |           |
|          |                  | 報告者名      |

|                        |                                        |                    |                         |
|------------------------|----------------------------------------|--------------------|-------------------------|
| 事故災害種別                 | 1 救急事故    2 救助事故    武力攻撃災害    4 緊急対処事態 |                    |                         |
| 発 生 場 所                |                                        |                    |                         |
| 発 生 日 時<br>( 覚 知 日 時 ) | 月 日 時 分<br>( 月 日 時 分 )                 | 覚 知 方 法            |                         |
| 事故等の概要                 |                                        |                    |                         |
| 死 傷 者 等                | 死者（性別・年齢）                              | 負傷者等               | 人( 人)                   |
|                        | 計 人                                    | { 重症<br>中等症<br>軽 症 | 人( 人)<br>人( 人)<br>人( 人) |
|                        |                                        |                    | 不明 人                    |
| 救助活動の要否                |                                        |                    |                         |
| 要救護者数（見込）              |                                        | 救助人員               |                         |
| 消防・救急・救助<br>活動状況       |                                        |                    |                         |
| 災害対策本部等<br>の設置状況       |                                        |                    |                         |
| その他参考事項                |                                        |                    |                         |

（注）負傷者等の（ ）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。  
 （注）第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

消防庁受信者氏名

災害名（第 報）

|                  |           |
|------------------|-----------|
| 報告日時             | 年 月 日 時 分 |
| 都道府県             |           |
| 市 町 村<br>(消防本部名) |           |
| 報告者名             |           |

|                                 |                     |       |          |      |     |         |           |      |   |  |
|---------------------------------|---------------------|-------|----------|------|-----|---------|-----------|------|---|--|
| 災<br>害<br>の<br>概<br>況           | 発生場所                |       |          |      |     | 発生日時    | 年 月 日 時 分 |      |   |  |
|                                 |                     |       |          |      |     |         |           |      |   |  |
| 被<br>害<br>の<br>状<br>況           | 死 傷 者               | 死 者   | 人        | 不明 人 | 住 家 | 全壊      | 棟         | 一部破損 | 棟 |  |
|                                 |                     | 負 傷 者 | 人        | 計 人  |     | 半壊      | 棟         | 床上浸水 | 棟 |  |
|                                 |                     |       |          |      |     |         |           |      |   |  |
| 応<br>急<br>対<br>策<br>の<br>状<br>況 | 災害対策本部等の<br>設 置 状 況 |       | ( 都道府県 ) |      |     | ( 市町村 ) |           |      |   |  |
|                                 |                     |       |          |      |     |         |           |      |   |  |

(注)第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その2）  
（被害状況即報）

| 都道府県                                                |           |     | 区 分 |         |           | 被 害     |       |  |    |  |
|-----------------------------------------------------|-----------|-----|-----|---------|-----------|---------|-------|--|----|--|
| 災 害 名<br>・<br>報 告 番 号<br><br>第 報<br><br>（ 月 日 時現在 ） |           |     | 田   | 流失・埋没   | ha        |         |       |  |    |  |
|                                                     |           |     |     | 冠 水     | ha        |         |       |  |    |  |
|                                                     |           |     |     | 畑       | 流失・埋没     |         |       |  | ha |  |
|                                                     |           |     |     |         | 冠 水       |         |       |  | ha |  |
| 報 告 者 名                                             |           |     | そ   | 文 教 施 設 |           | 箇所      |       |  |    |  |
|                                                     |           |     |     | 病 院     |           | 箇所      |       |  |    |  |
| 区 分                                                 |           |     | 被 害 |         |           |         |       |  |    |  |
| 人 的 被 害                                             | 死 者       |     | 人   |         |           |         |       |  |    |  |
|                                                     | 行 方 不 明 者 |     | 人   |         |           |         |       |  |    |  |
|                                                     | 負 傷 者     | 重 傷 | 人   |         |           |         |       |  |    |  |
|                                                     |           | 軽 傷 | 人   |         |           |         |       |  |    |  |
| 住 家 被 害                                             | 全 壊       |     | 棟   |         |           |         |       |  |    |  |
|                                                     |           |     | 世帯  |         |           |         |       |  |    |  |
|                                                     |           |     | 人   |         |           |         |       |  |    |  |
|                                                     | 半 壊       |     | 棟   |         |           |         |       |  |    |  |
|                                                     |           |     | 世帯  |         |           |         |       |  |    |  |
|                                                     |           |     | 人   |         |           |         |       |  |    |  |
|                                                     | 一 部 破 損   |     | 棟   |         |           |         |       |  |    |  |
|                                                     |           |     | 世帯  |         |           |         |       |  |    |  |
|                                                     |           |     | 人   |         |           |         |       |  |    |  |
|                                                     | 床 上 浸 水   |     | 棟   |         |           |         |       |  |    |  |
|                                                     |           |     | 世帯  |         |           |         |       |  |    |  |
|                                                     |           |     | 人   |         |           |         |       |  |    |  |
| 床 下 浸 水                                             |           | 棟   |     |         | り 災 世 帯 数 | 世帯      |       |  |    |  |
|                                                     |           | 世帯  |     |         | り 災 者 数   | 人       |       |  |    |  |
|                                                     |           | 人   |     |         |           |         |       |  |    |  |
| 非 住 家                                               | 公 共 建 物   |     | 棟   |         |           | 火 災 発 生 | 建 物   |  | 件  |  |
|                                                     | そ の 他     |     | 棟   |         |           |         | 危 険 物 |  | 件  |  |
|                                                     |           |     | 棟   |         |           |         | そ の 他 |  | 件  |  |

|                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                      |     |                                        |                       |       |    |  |  |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|----------------------------------------|-----------------------|-------|----|--|--|
| 区 分             |                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 被 害 | 災 等<br>害 の<br>対 設<br>策 置<br>本 状<br>部 況 | 都 道 府 県               |       |    |  |  |
| 公 立 文 教 施 設     |                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 千円  |                                        |                       | 市 町 村 |    |  |  |
| 農 林 水 産 業 施 設   |                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 千円  |                                        |                       |       |    |  |  |
| 公 共 土 木 施 設     |                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 千円  |                                        |                       |       |    |  |  |
| そ の 他 の 公 共 施 設 |                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 千円  |                                        |                       |       |    |  |  |
| 小 計             |                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 千円  |                                        |                       |       |    |  |  |
| 公共施設被害市町村数      |                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 団体  |                                        |                       |       |    |  |  |
| そ<br>の<br>他     | 農 業 被 害                                                                                                                                                                                                                                                                              | 千円  |                                        | 災 害 適 用 市 町 村 救 助 名 法 |       |    |  |  |
|                 | 林 業 被 害                                                                                                                                                                                                                                                                              | 千円  |                                        |                       |       |    |  |  |
|                 | 畜 産 被 害                                                                                                                                                                                                                                                                              | 千円  |                                        |                       |       |    |  |  |
|                 | 水 産 被 害                                                                                                                                                                                                                                                                              | 千円  |                                        |                       |       |    |  |  |
|                 | 商 工 被 害                                                                                                                                                                                                                                                                              | 千円  |                                        |                       |       |    |  |  |
|                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                      |     |                                        |                       |       |    |  |  |
|                 | そ の 他                                                                                                                                                                                                                                                                                | 千円  |                                        |                       | 計     | 団体 |  |  |
| 被 害 総 額         |                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 千円  |                                        | 消 防 職 員 出 動 延 人 数     | 人     |    |  |  |
|                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                      |     |                                        | 消 防 団 員 出 動 延 人 数     | 人     |    |  |  |
| 備 考             | <div>災害発生場所</div> <div>災害発生年月日</div> <div>災害の種類概況</div> <div> <div>応急対策の状況</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況</li> <li>避難の勧告・指示の状況</li> <li>避難所の設置状況</li> <li>他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況</li> <li>自衛隊の派遣要請、出動状況</li> <li>災害ボランティアの活動状況</li> </ul> </div> |     |                                        |                       |       |    |  |  |

被害額は省略することができるものとする。

#### 4．赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン

平成 17 年 8 月 2 日  
赤十字標章等、特殊標章等に係る事務の  
運用に関する関係省庁連絡会議申合せ

##### 1 目的

このガイドラインは、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 122 号。以下「国民保護法」という。）第 157 条及び第 158 条に規定する事務を円滑に実施するため、武力攻撃事態等における赤十字標章等（国民保護法第 157 条第 1 項の特殊信号及び身分証明書並びに同条第 2 項の赤十字標章等をいう。以下同じ。）及び特殊標章等（国民保護法第 158 条第 1 項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。）の交付又は使用の許可（以下「交付等」という。）に関する基準、手続等を定めることを目的とする。

##### 2 赤十字標章等の交付等に関する基準、手続き等

###### (1) 交付等の対象者

- ・許可権者（指定行政機関の長及び都道府県知事（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市にあっては、指定都市の長。2（1）（ウ）を除く。）において同じ。）をいう。以下 2 において同じ。）は、次に定める区分に従い、赤十字標章等の交付等を行うものとする。

指定行政機関の長が交付等を行う対象者

- (ア) 避難住民等の救援の支援を行う当該指定行政機関の長が所管する医療機関
- (イ) 避難住民等の救援の支援を行う当該指定行政機関の職員（その管轄する指定地方行政機関の職員を含む。）である医療関係者（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成 16 年政令第 275 号）第 18 条の医療関係者をいう。以下 2 において同じ。）
- (ウ) (ア) 及び (イ) に定める対象者以外の当該指定行政機関の長が所管する医療機関である指定公共機関
- (エ) (ア) から (ウ) までに定める対象者の委託により、医療に係る業務（搜索、収容、輸送等）を行う者

都道府県知事が交付等を行う対象者

- (ア) 当該都道府県知事から国民保護法第 85 条第 1 項の医療の実施の要請、同条第 2 項の医療の実施の指示等を受けて、当該都道府県知事の管理の下に避難住民等の救援を行う医療機関及び医療関係者
- (イ) 当該都道府県知事から国民保護法第 80 条第 1 項の救援に必要な援助についての協力の要請等を受けて、当該都道府県知事の管理の下で行われる避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関及び医療関係者

(ウ) (ア)及び(イ)に定める対象者以外の当該都道府県知事が指定した医療機関である  
指定地方公共機関

(I) (ア)から(ウ)まで及び (ア)から(ウ)までに定める対象者以外の当該都道府県  
( 地方自治法第252条の19第1項の指定都市にあつては、指定都市。(2)(ア)  
において同じ。 )において医療を行う医療機関及び医療関係者

(オ) (ア)から(I)までに定める対象者の委託により医療に係る業務( 搜索、収容、輸  
送等 )を行う者

(2) 交付等の手続、方法等

- ・ 赤十字標章等の交付等は次に定める区分に従い、行うものとする。

(ア) 指定行政機関又は都道府県の職員並びにこれらの者が行う医療のために使用さ  
れる場所及び車両、船舶、航空機等( 以下「場所等」という。 )を識別させるた  
めの赤十字標章については、許可権者が作成して交付するものとする。

(イ) 対象者の委託により、医療に係る業務( 搜索、収容、輸送等 )を行う者( 以下  
(イ)において「受託者」という。 )及び受託者が行う医療に係る業務を行う場所  
等を識別させるための赤十字標章等については、原則として当該対象者が自ら作  
成して許可権者に対して使用の許可の申請( 申請書の様式の例は、別紙の様式1  
のとおりとする。 )を行い、使用の許可を受けるものとする。

(ウ) (ア)及び(イ)に定める対象者以外の対象者並びに当該対象者が行う医療のために  
使用される場所等を識別させるための赤十字標章等については、当該対象者が自  
ら作成して許可権者に対して使用の許可の申請( 申請書の様式の例は、別紙の様  
式1のとおりとする。 )を行い、使用の許可を受けるものとする。

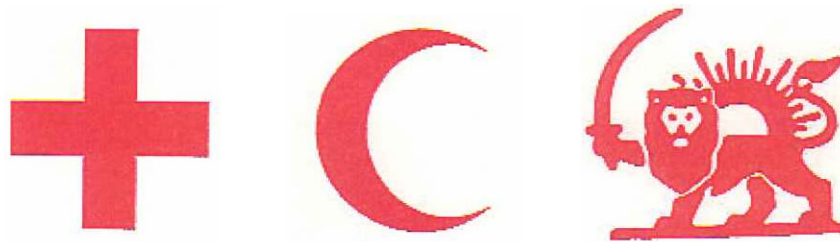
- ・ 許可権者は、人命の救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついと  
まがないと認めるときは、当該申請を待たずに白地に赤十字の標章のみを交付す  
ることができる。
- ・ 許可権者は、武力攻撃事態等において交付等を行う方法と平時において交付等をし  
ておく方法とのいずれを採用するか、対象者の識別、対象者が行うことが想定され  
る医療の内容等に応じて定めるものとする。ただし赤十字標章等の濫用を防止する  
必要があることを踏まえ、武力攻撃事態等において医療等を行う蓋然性が少ないと  
考えられる者に対しては、平時においては赤十字標章等の交付等を行わないもの  
とする。
- ・ 許可権者は、申請書の保管、赤十字標章等の交付等をした者に関する台帳( 当該台  
帳の様式の例は、別紙の様式2のとおりとする。 )の作成など交付等した赤十字標  
章等の管理を行うものとする。
- ・ 赤十字標章等の交付等を受けた者は、赤十字標章等を紛失し、又は使用に堪えない  
程度に汚損若しくは破損した場合には、赤十字標章等の再交付又は再許可を受け  
ることができるものとする。この場合において、汚損又は破損した赤十字標章等  
を返納しなければならない。

### (3) 赤十字標章等の様式等

#### 赤十字等の標章

- ・我が国関係者については、すべて白地に赤十字の標章を使用するものとする。  
なお、白地に赤新月又は赤のライオン及び太陽の標章については、外国から派遣された医療関係者等による使用を想定している。
- ・白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽の標章（以下(3)及び(7)において「赤十字等の標章」という。）は状況に応じて適当な大きさとする。  
なお、赤十字、赤新月、並びに赤のライオン及び太陽の形状のひな形は図1のとおりである。
- ・赤十字等の標章の赤色の部分の色は、金赤（C M Y K 値：C-0,M-100,Y-100,K-0、R G B 値：#FF0000）を目安とする。ただし、他の赤色を用いることを妨げるものではない。

[ 図 1 ]



- ・場所等を識別させるための赤十字等の標章は、できる限り様々な方向から及び遠方から（特に空から）識別されることができるよう、可能な限り、平面若しくは旗に又は地形に応じた他の適当な方法によって表示するものとする。
- ・場所等を識別させるための赤十字の標章は、夜間は又は可視度が減少したときは、点灯し又は照明することができるものとするのが望ましい。
- ・赤十字等の標章の赤色の部分は、特に赤外線機器による識別を容易にするため、黒色の下塗りの上に塗ることができるものとする。
- ・対象者を識別させるために赤十字等の表彰を使用する際は、できる限り赤十字等の標章を帽子及び衣服に付けるものとする。

#### 特殊信号

- ・対象者が使用することができる特殊信号は、発光信号、無線信号及び電子的な識別とする。
- ・特殊信号の規格等については、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書）（以下「第一追加議定書」という。）附属書 第3章の規定によるものとする。

## 身分証明書

- ・ 常時の医療関係者等の身分証明書は、第一追加議定書附属書 第2条の規定も踏まえ、次の要件を満たす同一の形式のものとし、その様式は別紙の様式3のとおりとする。
  - (ア) 赤十字等の標章を付し、かつ、ポケットに入る大きさのものであること。
  - (イ) できる限り耐久性のあるものであること。
  - (ウ) 日本語及び英語で書かれていること。
  - (エ) 氏名及び生年月日が記載されていること。
  - (オ) 所有者がいかなる資格において1949年8月12日のジュネーヴ諸条約（以下単に「ジュネーヴ諸条約」という。）及び第一追加議定書の保護を受ける権利を有するかが記載されていること。なお、所持者の資格については、〇〇省の職員、救援を行う（医療機関）の職員又は医療関係者、指定地方公共機関である××の職員等と記載することとする。
  - (カ) 所持者の写真及び署名が付されていること。なお、写真の標準的な大きさは縦4センチメートル、横3センチメートルとするが、所持者の識別が可能であれば、これと異なる大きさの写真でも差し支えない。
  - (キ) 許可権者の印章（公印）が押され、及び当該許可権者の署名が付されていること。（いずれも印刷されたもので差し支えない。）
  - (ク) 身分証明書の交付等の生年月日及び有効期間の満了日が記載されていること。なお、有効期間については、武力攻撃事態等において交付等する場合にあっては対象者が行う医療等の実施が必要と認められる期間等を勘案し、平時において交付等する場合にあっては対象者である職員の在職予定期間等を勘案して、許可権者が決定することとする。
  - (ケ) 所持者の血液型が判明している場合には、身分証明書の裏面に所持者の血液型（ＡＢＯ及びＲｈ式）が記載されていること。
- ・ 臨時の医療関係者等の身分証明書については、原則として、常時の医療関係者等の身分証明書と同様のものとする。ただし、常時の医療関係者等の身分証明書と同様の身分証明書の交付等を受けることができない場合には、これらの者が臨時の医療関係者等として医療等を行っていることを証明し並びに医療等を行っている期間及び赤十字等の標章を使用する権利を可能な限り記載する証明書であって、許可権者が署名するものを交付等するものとする。この証明書には、所持者の氏名、生年月日及び当該医療関係者等が行う医療等の内容を記載するとともに、所持者の署名を付すものとする。
- ・ 常時の医療関係者等及び臨時の医療関係者等の区別については、当該医療関係者等が行う医療等の内容、その期間等を勘案し、許可権者が決定することとする。

(4) 赤十字標章等の使用に当たっての留意事項

- ・ 何人も、武力攻撃事態等において、赤十字標章等をみだりに使用してはならないとされていることを踏まえ、以下のとおり取り扱うものとする。
  - (ア) 赤十字標章等の交付等を受けた者は、当該赤十字標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。
  - (イ) 赤十字標章等の交付等を受けた者は、医療を行っていない場合には、赤十字標章等を使用してはならない。
  - (ウ) 赤十字標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら医療のために使用されていなければならない。

(5) 訓練及び啓発

- ・ 許可権者及び対象者は、国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）についての訓練を実施するに当たって、赤十字標章等を使用するよう努めるものとする。
- ・ 国〔内閣官房、外務省、厚生労働省、消防庁、文部科学省等〕は、地方公共団体等と協力しつつ、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における赤十字標章等の使用の意義等について教育や学習の場などの様々な機会を通じて国民に対する啓発に努めるものとする。

(6) 体制の整備等

- ・ 許可権者は、本ガイドラインに基づき、必要に応じて具体的な運用に関する要綱を作成するものとする。なお、許可権者は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書並びに国民保護法の規定を踏まえ、それぞれの機関の実情に応じた取扱いを当該要綱で定めることができる。
- ・ 許可権者又は対象者は、武力攻撃事態等における赤十字標章等の必要量を勘案した上で、武力攻撃事態等において赤十字標章等を速やかに交付等し、又は使用できるようあらかじめ必要な準備を行うよう努めるものとする。
- ・ 国及び地方公共団体は、必要に応じて、職員の服制に関する規定の見直し等を行うものとする。
- ・ 国〔内閣官房、外務省、厚生労働省、消防庁〕は、許可権者の間で運用の統一が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(7) 平時における赤十字等の標章の使用等

- ・ 平時においては、(5)に定める場合を除いて、赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律（昭和22年法律第159号。（7）において「赤十字標章法という。）の規定に基づき、日本赤十字社及び日本赤十字社の許可を受けた者に限って赤十字等の標章を使用することができるものとする。
- ・ 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第9条第1項の対処基本方針が定められる前に日本赤十字社から赤十字等の標章の使用許可を受けた者は、武力攻撃

事態等においても、赤十字標章法第3条に規定する傷者又は病者の無料看護を引き続き行う場合に限り、改めて国民保護法に基づく交付等を受けることなく赤十字等の標章を使用することができるものとする。

### 3 特殊標章等の交付等に関する基準、手続等

#### (1) 交付等の対象者

- ・許可権者(国民保護法第158条第2項の指定行政機関長等をいう。以下3において同じ。)は、次に定める区分に従い、特殊標章等の交付等を行うものとする。なお、「国民保護措置の実施に必要な援助について協力する者」とは、国民保護法第70条第1項、第80条第1項、第115条第1項及び第123条第1項に基づいて、許可権者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者等を指すものである。

指定行政機関の長が交付等を行う対象者

- (ア) 当該指定行政機関の職員(その管轄する指定地方行政機関の職員を含む。)で国民保護措置に係る職務を行うもの

- (イ) 当該指定行政機関の長の委託により国民保護法に係る業務を行う者

- (ウ) 当該指定行政機関の長が実施する国民保護の実施に必要な援助について協力をする者

- (エ) 当該指定行政機関の長が所管する指定公共機関

都道府県知事が交付等を行う対象者

- (ア) 当該都道府県の職員( (ア)及び (ア)に定める職員を除く。)で国民保護措置に係る職務を行うもの

- (イ) 当該都道府県知事の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

- (ウ) 当該都道府県知事が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

- (エ) 当該都道府県知事が指定した指定地方公共機関

警視總監又は道府県警察本部長が交付等を行う対象者

- (ア) 当該都道府県警察の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの

- (イ) 当該警視總監又は道府県警察本部長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

- (ウ) 当該警視總監又は道府県警察本部長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

市町村長が交付等を行う対象者

- (ア) 当該市町村の職員(当該市町村の消防団長及び消防団員を含み、 (ア)及び (ア)に定める職員を除く。)で国民保護措置に係る職務を行うもの

- (イ) 当該市町村長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

(ウ) 当該市町村長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力を  
する者

消防庁が交付等を行う対象者

(ア) 当該消防庁の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者

(イ) 当該消防庁の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

(ウ) 当該消防庁が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力を  
する者

水防管理者が交付等を行う対象者

(ア) 当該水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務  
を行うもの

(イ) 当該水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

(ウ) 当該水防管理者が実施する国民保護措置の実施について必要な援助につ  
いて協力をする者

(2) 交付等の手続、方法等

・特殊標章等の交付等は、次に定める区分に従い行うものとする。

(ア) 許可権者の所轄の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの及び当該国民  
保護措置に係る当該職員が行う職務のために使用される場所等を識別させる  
ための特殊標章等については、許可権者が作成して交付するものとする。

(イ) 許可権者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者又は許可権者が実  
施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者及び当該国民  
保護措置に係るこれらの者が行う業務又は協力のために使用される場所等を識別  
させるための特殊標章等については、原則として当該対象者が許可権者に対  
して交付の申請（申請書の様式の例は、別紙の様式1のとおりとする。）を  
行い、許可権者が作成して交付するものとする。

(ウ) 指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する国民保護措置に係る業  
務を行う者（当該指定公共機関又は指定地方公共機関の委託により国民保護  
措置に係る業務を行う者を含む。）又は当該指定公共機関若しくは指定地方  
公共機関が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者  
及び当該国民保護措置に係るこれらの者が行う業務又は協力のために使用さ  
れる場所等を識別させるための特殊標章等については、指定公共機関又は指  
定地方公共機関が自ら作成して許可権者に対して使用の許可の申請（申請書  
の様式の例は、別紙の様式1のとおりとする。）を行い、使用の許可を受け  
るものとする。

・許可権者は、人命の救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待つ  
いとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付するこ  
とができる。

・許可権者は、武力攻撃事態等において交付等を行う方法と平時において交付等

をしておく方法とのいずれを採用するか、対象者の種別、対象者が行うことが想定される国民保護措置に係る職務、業務又は協力の内容等に応じて定めるものとする。ただし特殊標章等の濫用を防止する必要があることを踏まえ、武力攻撃事態等において国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行う蓋然性が少ないと考えられる者に対しては、平時においては特殊標章等の交付等を行わないものとする。

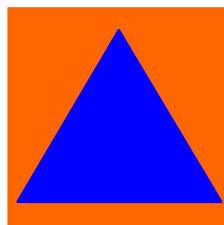
- ・許可権者は、申請書の保管、特殊標章等の交付等をした者に関する台帳（当該台帳の様式の例は、別紙の様式２のとおりとする。）の作成など交付等した特殊標章等の管理を行うものとする。
- ・特殊標章等の交付等を受けた者は、特殊標章等を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、特殊標章等の再交付又は再許可を受けることができるものとする。この場合において、汚損又は破損した特殊標章等を返納しなければならない。

### （３）特殊標章等の様式等

#### 特殊標章

- ・特殊標章は、オレンジ色地に青色の正三角形とし、原則として次の条件を満たすものとする。なお、そのひな形は図２のとおりである。
  - （ア）青色の三角形を旗、腕章又は制服に付する場合には、その三角形の下地の部分は、オレンジ色とすること。
  - （イ）三角形の一の角が垂直に上を向いていること。
  - （ウ）三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していないこと。
- ・特殊標章の大きさは、状況に応じて適当な大きさとする。
- ・特殊標章の色については、オレンジ色地の部分はオレンジ色（ＣＭＹＫ値：C-0,M-36,Y-100,K-0、ＲＧＢ値：#FFA500）を、青色の正三角形の部分については青色（ＣＭＹＫ値：C-100,M-100,Y-0,K-0、ＲＧＢ値：#0000FF）を目安とする。ただし、他のオレンジ色及び青色を用いることを妨げるものではない。

〔図２〕



- ・場所等を識別させるための特殊標章は、できる限り様々な方向から及び遠方から識別されることができるよう、可能な限り、平面又は旗に表示するものとする。
- ・場所等を識別させるための特殊標章は、夜間又は可視度が減少したときは、

点灯し又は照明することができるものとするのが望ましい。

- ・対象者を識別させるために特殊標章を使用する際は、できる限り特殊標章を帽子及び衣服に付けるものとする。

#### 身分証明書

- ・身分証明書は、第一追加議定書附属書 第 15 条の規定も踏まえ、次の要件を満たす同一の形式のものとし、その様式は別紙の様式 4 のとおりとする。

(ア) 特殊標章を付し、かつ、ポケットに入る大きさのものであること。

(イ) できる限り耐久性のあるものであること。

(ウ) 日本語及び英語で書かれていること。

(エ) 氏名及び生年月日が記載されていること。

(オ) 所有者がいかなる資格においてジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の保護を受ける権利を有するかが記載されていること。なお、所持者の資格については、〇〇省の職員、〇〇県の職員、指定地方公共機関である××の職員等と記載することとする。

(カ) 所持者の写真及び署名が付されていること。なお、写真の標準的な大きさは縦 4 センチメートル、横 3 センチメートルとするが、所持者の識別が可能であれば、これと異なる大きさの写真でも差し支えない。

(キ) 許可権者の印章（公印）が押され、及び当該許可権者の署名が付されていること。（いずれも印刷されたもので差し支えない。）

(ク) 身分証明書の交付等の生年月日及び有効期間の満了日が記載されていること。なお、有効期間については、武力攻撃事態等において交付等する場合にあっては対象者が行う国民保護措置に係る職務、業務又は協力の実施が必要と認められる期間等を勘案し、平時において交付等する場合にあっては対象者である職員の国民保護措置を担当する部局における在職予定期間等を勘案して、許可権者が決定することとする。

(ケ) 所持者の血液型が判明している場合には、身分証明書の裏面に所持者の血液型（ＡＢＯ及びＲｈ式）が記載されていること。

#### （４）特殊標章等の使用に当たっての留意事項

- ・何人も、武力攻撃事態等において、特殊標章等をみだりに使用してはならないとされていることを踏まえ、以下のとおり取り扱うものとする。

(ア) 特殊標章等の交付等を受けた者は、当該特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

(イ) 特殊標章等の交付等を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っていない場合には、特殊標章等を使用してはならない。

(ウ) 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。

(5) 訓練及び啓発

- ・許可権者及び対象者は、国民保護措置についての訓練を実施するに当たって、特殊標章等を使用するよう努めるものとする。
- ・国〔内閣官房、外務省、消防庁、文部科学省等〕は、地方公共団体等と協力しつつ、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における特殊標章等の使用の意義等について教育や学習の場などの様々な機会を通じて国民に対する啓発に努めるものとする。

(6) 体制の整備等

- ・許可権者は、本ガイドラインに基づき、必要に応じて、具体的な運用に関する要綱を作成するものとする。なお、許可権者は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書並びに国民保護法の規定を踏まえ、それぞれの機関の実情に応じた取扱いを当該要綱で定めることができる。
- ・許可権者又は対象者は、武力攻撃事態等における特殊標章等の必要量を勘案した上で、武力攻撃事態等において特殊標章等を速やかに交付等し、又は使用できるようあらかじめ必要な準備を行うよう努めるものとする。
- ・国及び地方公共団体は、必要に応じて、職員の服制に関する規定の見直し等を行うものとする。
- ・国〔内閣官房、外務省、消防庁〕は、許可権者の間で運用の統一が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(7) 平時における赤十字等の標章の使用等

- ・平時におけるいたずらな使用が武力攻撃事態等における混乱をもたらすおそれがあることにかんがみ、平時における特殊標章の使用については、(5)に定める場合を除いて使用しないこととする。

[様式 1]

( 別

赤十字  
標章等に係る  
特 殊 交 付 申 請 書  
使用許可

平成 年 月 日

( 許 可 権 者 ) 様

私は、国民保護法第 1 5 7 条又は第 1 5 8 条の規定に基づき、赤十字標章等又は特殊標章等の交付又は使用許可を以下のとおり申請します。

|                                                                                                          |                                                    |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|
| 氏名：( 漢 字 )<br>.....<br>( ローマ字 ) .....                                                                    | 生年月日 ( 西 暦 )<br>.....年.....月.....日                 |
| 申請者の連絡先<br>住 所：〒 .....<br>.....<br>電話番号： .....<br>E-mail： .....                                          | 写 真<br>縦 4 × 横 3 cm<br>( 身分証明書の交付又は<br>使用許可の場合のみ ) |
| 識別のための情報 ( 身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ記載 )<br>身 長： ..... cm 眼の色： .....<br>頭髪の色： ..... 血液型： ..... ( Rh 因子 ..... ) |                                                    |

標章を使用する衣服、場所、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する標章の数等  
( 標章又は特殊信号の交付又は使用許可の場合のみ記載 )

.....  
.....

( 許可権者使用欄 )

資 格： .....

証明書番号： ..... 交付等の年月日： .....

有効期間の満了日： .....

返納日： .....

赤十字標章等 / 特殊表彰等の交付 / 使用許可をした者に関する台帳

[様式 2]

| 証明書<br>番 号 | 氏 名 ( 漢 字 ) | 氏 名 ( ロ - マ 字 ) | 生年月日      | 資 格    | 交付等<br>の年月日   | 有効期間<br>の満了日 | 身長  | 眼の色 | 頭髪の色 | 血液型    | その他特徴等 | 標章の使用    | 返納日       | 備考      |
|------------|-------------|-----------------|-----------|--------|---------------|--------------|-----|-----|------|--------|--------|----------|-----------|---------|
| (記載例)<br>1 | 国民 保護       | Hogo Kokumin    | 1975/6/18 | 〇〇県の職員 | 2005/6/1<br>8 | 2007/6/18    | 173 | 茶   | 黒    | O(Rh-) |        | 帽子、衣服の使用 | 2007/6/10 | 所属:国民保護 |
|            |             |                 |           |        |               |              |     |     |      |        |        |          |           |         |
|            |             |                 |           |        |               |              |     |     |      |        |        |          |           |         |
|            |             |                 |           |        |               |              |     |     |      |        |        |          |           |         |
|            |             |                 |           |        |               |              |     |     |      |        |        |          |           |         |
|            |             |                 |           |        |               |              |     |     |      |        |        |          |           |         |
|            |             |                 |           |        |               |              |     |     |      |        |        |          |           |         |
|            |             |                 |           |        |               |              |     |     |      |        |        |          |           |         |
|            |             |                 |           |        |               |              |     |     |      |        |        |          |           |         |
|            |             |                 |           |        |               |              |     |     |      |        |        |          |           |         |
|            |             |                 |           |        |               |              |     |     |      |        |        |          |           |         |
|            |             |                 |           |        |               |              |     |     |      |        |        |          |           |         |
|            |             |                 |           |        |               |              |     |     |      |        |        |          |           |         |
|            |             |                 |           |        |               |              |     |     |      |        |        |          |           |         |
|            |             |                 |           |        |               |              |     |     |      |        |        |          |           |         |
|            |             |                 |           |        |               |              |     |     |      |        |        |          |           |         |

### [ 様式 3 ]

表面

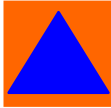
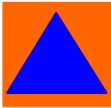
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
|  ( この証明書を交付等<br>する許可権者の名を記<br>載するための余白 )                                                                                                                                                                      |  |
| <b>身 分 証 明 書</b><br>IDENTITY CARD<br>常時の<br>自衛隊の衛生要員等以外の 医療関係者用<br>臨時の                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |  |
| PERMANENT<br>for<br>TEMPORARY<br>civilian medical personnel                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |  |
| 氏名 /Name _____                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |  |
| 生年月日 /Date of birth _____                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |  |
| この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書）によって保護される。<br>The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as |  |
| 交付等の年月日 /Date of issue _____ 証明書番号 /No. of card _____<br>許可権者の署名 /Signature of issuing authority _____                                                                                                                                                                                                                                                                          |  |
| 有効期間の満了日 /Date of expiry _____                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |  |

|                                                                                                  |                        |                  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|------------------|
| 身長 /Height _____                                                                                 | 眼の色 /Eyes _____        | 頭髪の色 /Hair _____ |
| その他の特徴又は情報 /Other distinguishing marks or information<br>血液型 /Blood type _____<br>_____<br>_____ |                        |                  |
| 所持者の写真<br>/PHOTO OF HOLDER                                                                       |                        |                  |
| 印章 /Stamp                                                                                        | 所持者の署名 /Sign of holder |                  |

(日本工業規格 A 7 (横 7 4 ミリメートル、縦 1 0 5 ミリメートル))

### [ 様式 4 ]

表面

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
|  ( この証明書を交付等<br>する許可権者の名を記<br>載するための余白 )                                                                                                                                                                  |  |
| <b>身 分 証 明 書</b><br>IDENTITY CARD<br>国民保護措置に係る職務等を行う者用<br>for civil defence personnel                                                                                                                                                                                                                                                                                           |  |
| 氏名 /Name _____                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |  |
| 生年月日 /Date of birth _____                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |  |
| この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書）によって保護される。<br>The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as |  |
| 交付等の年月日 /Date of issue _____ 証明書番号 /No. of card _____<br>許可権者の署名 /Signature of issuing authority _____                                                                                                                                                                                                                                                                          |  |
| 有効期間の満了日 /Date of expiry _____                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |  |

|                                                                                                  |                        |                  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|------------------|
| 身長 /Height _____                                                                                 | 眼の色 /Eyes _____        | 頭髪の色 /Hair _____ |
| その他の特徴又は情報 /Other distinguishing marks or information<br>血液型 /Blood type _____<br>_____<br>_____ |                        |                  |
| 所持者の写真<br>/PHOTO OF HOLDER                                                                       |                        |                  |
| 印章 /Stamp                                                                                        | 所持者の署名 /Sign of holder |                  |

(日本工業規格 A 7 (横 7 4 ミリメートル、縦 1 0 5 ミリメートル))

## 9 協定等

君津市地域防災計画を準用する。